

令和4年度 決算審査特別委員会（令和3年度決算）の記録

決算審査特別委員会

出先機関審査第3班（中通り方部）

- ・ 知事提出継続審査議案第23号：認 定
「決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第24号：認 定
「令和3年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第25号：認 定
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第26号：可 決
「令和3年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・ 知事提出継続審査議案第27号：認 定
「令和3年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第28号：認 定
「令和3年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月24日（月） 県北地方振興局）

江花圭司委員

377件の狩猟税について、狩猟者が減っている状況もあり県北地方も大変であると思う。県北地方における377件の地域割りや人数など内訳を聞く。

県税部長

狩猟税377件については、管内の猟友会を通じて申請されるため市町村ごとの数字は出していないが、くまなく登録されていると考えている。

江花圭司委員

会津地域もそうだが、感覚として県北地方では盛んに狩猟免許を取得しているとの考えか。

県税部長

狩猟者登録については、趣味的志向や害獣駆除を目的に取得する者がいるのではないかと思う。

県民環境部長

狩猟者登録は県民環境部が所管している。令和3年度における県北管内の狩猟者登録数は923件であり、3年度は少し減少したが2年度までは微増するなど全体としては微増傾向にある。

江花圭司委員

調査資料24ページにある小規模事業者支援事業費補助金では経営改善の普及事業を実施しているが、商工会の中で中小企業診断士等の取得や外部からの指導を受けるのかなど、どのような感じで指導しているのか。

次長

小規模事業者支援事業費補助金について、地方振興局からは主に事業費を交付しており、研修費を含めた人件費は商工労働部から直接交付している。参考までに述べると、中小企業診断士は中小企業大学校への派遣により取得できるが、商工労働部が定期的に研修費を補助する形により支援していると聞いている。

江花圭司委員

廃棄物処理のうちPCBの適正処理について、県北地方振興局における指導内容と搬出先を最後に聞く。

県民環境部長

PCBについては、PCB廃棄物適正処理促進員2名が管内事業所等をパトロールしている。令和3年度は1,900件を超える確認をしておりJESCO（中間貯蔵・環境安全事業（株））に運び込む。

江花圭司委員

全国的にPCBの回収期限を迎えるに当たり今指導しなければならない状況であるが、指導内容の詳細を聞く。

県民環境部長

届出を受けた上で指導する。古いために所有者が判明しないPCBがあった際は、代執行で処理予定である。

江花圭司委員

本庁審査においても県内各地で代執行があったが、把握している範囲で予想される代執行はあるのか。

県民環境部長

まだ調査中であり件数は確定していないが、当地方振興局管内においては予定されているものが1件ある。

佐藤郁雄委員

調査資料37ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調1（2）において、令和3年度の収入未済額が減少したとのことだが、詳細を聞く。また、今後適正な滞納整理・進行管理に努めていくとのことだが、どのように努めていくのか。

県税部長

未納額の減少については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に伴う特例猶予があり、4億7,000万円ほどあった3年度への繰越額の解消が一番の要因である。

また、未納額の徴収関係については、未納額の多くを占める個人県民税の徴収対策が重要な課題である。福島県県北地区地方税滞納整理推進会議等を通じて管内市町村と緊密に連携し情報共有を図るとともに、直接徴収制度の活用により徴収率の向上に努めていく。

あわせて、財産がある滞納者に対しては差押えなどの滞納処分を行いつつ、財産がなく徴収困難と認められる場合は、滞納処分の執行停止による不納欠損処理を並行して実施することにより収入未済額の縮減に努めていく。

荒秀一委員

先ほど優先順位を付けて被災地に職員を派遣したとの局長説明があり、福島県沖地震の際は相馬市へも派遣してもらったと思うため、まずは感謝を述べる。派遣期間はそれほど長くはなかったと思うものの、緊急事態における派遣のやりくりについて詳細を聞く。

次長

震災時における市町村への職員派遣については、発災直後は地方振興局や合同庁舎内の職員を各市町村の災害対策本部へ直ちにリエゾンとして派遣し情報収集した。委員指摘のとおり、リエゾン派遣については短期間で引き揚げています。一方で、被災家屋調査の人員不足について市町村からリクエストがあり、県北管内では国見町など伊達郡を中心に被災家屋が多かったため、市町村や県災害対策本部からの要請を受けて被災家屋の調査にそれなりの人員を派遣した。

荒秀一委員

リエゾン派遣は大事だと思うため感謝を述べる。

もう1点、先ほど佐藤委員から前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調の質疑において徴収猶予の説明があったが、当該市町村との連携による徴収は金額的にも大きい。しかし、実際には相手があるため十分に配慮しながら進めていかなければならないと思うが、地方振興局としての課題や目標、昨年度は具体的にどのように実施したのか、重複するかもしれないが聞く。

県税部長

未納額の圧縮については、先ほど述べた福島県県北地区地方税滞納整理推進会議等の開催により徴収の取組状況を意見交換したり、具体的な滞納整理の方向性について情報共有を図りながら各市町村職員が少しでも徴収スキルを向上できるように努めていきたい。

荒秀一委員

徴収は非常に大事であり難しくもあるが、一方で税金であるため、義務として誰もが等しく果たすべきでもある。各市町村の事情があると思うが、県北地方振興局としては現時点における滞納状況や未収の状況について、もう少し圧縮できると考えているのか。また、最近は増えつつあるなど長期的な推移を聞く。

県税部長

実は各市町村によってばらつきがある。小さな町村については職員がすぐに替わり滞納整理のスキルが継承しにくい部分があるため、県としては情報提供を様々行いながら滞納整理の推進に向けて進めている。

荒秀一委員

大体は承知した。地方振興局としてこの数字は目標値に達しているのか、もしくはさらに圧縮できると考えているのか。

県税部長

管内における平均徴収率を示し、平均に達していない市町村についてはこの数字を目標に実施するよう話している。また、この数年は右肩下がり滞納額が圧縮してきているため、この状況が続けば徐々に未済額が減少していくと考えている。

吉田英策委員

県税の徴収について聞く。調査資料37ページに「綿密な財産調査に基づき」との記述があるが、どのような手法で調査を行っているのか。

県税部長

財産調査については、市町村における勤務先調査や金融機関に対する預金調査等を中心に現在実施している。

吉田英策委員

本人のプライバシーとの関係も出てくると思うが、どこまで実施しているのか。

県税部長

調査で分からない場合は実際に滞納者宅への訪問により家庭状況を把握し、可能な限り滞納者の実情を把握しながら滞納整理を進めている。

吉田英策委員

県北地方振興局の職員が実施しているのか。

県税部長

その形で実施している。

吉田英策委員

くれぐれもプライバシーに配慮しながら進めてほしい。

全県的に進めている移住、定住の取組について、令和3年度の実績を聞く。

企画商工部長

令和3年度における移住、定住の状況については、県全体で1,532世帯、2,333名であり過去最高である。県北管内は237世帯388名で前年比111世帯162名の増である。当地方振興局として関係機関と連携しながら情報発信を行い、実際に地域に足を運んでもらい移住につなげ、移住者が定着できるよう支援している。以前は年配者が移住していたが、現在は40代以下の若者が約7割を占めている。コロナ禍ではあるが、移住と仕事をセットで考える者が多いことを踏まえ、そうした観点でオンラインセミナーを昨年度から開催している。

吉田英策委員

定着が本当に大事であると思う。定着状況を率で表せるかとの点はあるが、定着をどのように見ているのか。また、山間地域への移住者が多いとは思いますが、現在県では高校統廃合を進めており、義務教育である小中学校の統廃合も相当進んでいる状況である。40代以下であれば子供を学校に通わせる際に近くに学校がないなど、定住者にとって必要な施設について何か要望を把握しているのか。

企画商工部長

移住者の定着支援については、平成29年4月から地方振興局に配置した移住コーディネーターが県北管内に移住を希望する本人の意向に沿い、現地の案内や住まいなど個別の相談にきめ細かに対応している。

また、地域おこし協力隊員もおり県北管内には今年7月1日現在で29名である。3年間で基本ではあるが、令和2年度末までで任期満了の隊員の定着率は51.3%であり、隊員の定着支援にも力を入れている。単年度ではあるが3年度は83.3%で率が上がっている。母数が少ないということはあるものの、力を入れている。具体的には、地域おこし協力隊は市町村が設置するが、なかなか横とのつながりや地域住民とのつながりがないとの声も聞こえたため、市町村の枠を越えて県北管内の地域おこし協力隊が交流する機会、OBとOGを含めた地域住民との接点をつくる。また、地域おこし協力隊の受入側である市町村の情報交換を行う機会を設けて定着支援に取り組む。

山内長委員

先ほど県税について質疑が出たが、収入未済額が4億7,000万円減少し7億4,000万円ほどであり、コロナ禍前の状況から右肩下がりとの説明であったが、猶予前の金額がどの程度であったか聞く。

県税部長

新型コロナウイルス感染症に係る猶予については、令和2年度に1年間の猶予があり多くが3年度に繰り越したため、2年度が特に収入未済の繰越しが多く3年度は通常ベースに戻った形である。

収入未済額の状況については、3年度が7億4,000万円、2年度が12億9,000万円、元年度が約9億円、それ以前はそれ以上あるような状況であり、3年度は縮減できた年度である。

山内長委員

増減はあるが減少傾向にあるようだ。直接徴収や差押えを実施したり、福島県県北地区地方税滞納整理推進会議を開催したとのことだが、その主な要因をどのように考えているのか。

県税部長

減少傾向の要因については、令和3年度は徴収に関する取組を進めてきたこと、また徴収環境として企業業績が上がってきたことも影響していると思う。

山内長委員

なかなか大変だと思うが、引き続き徴収願う。

不納欠損額は加算金等を含め5,400万円ほどでありほとんどが滞納かと思うが、やむを得ないものであると思うものの主な内容を聞く。

県税部長

滞納処分の執行停止後3年、あるいは5年の時効が到来すると不納欠損になる。例えば事業を行い、税務署が複数年分

の所得調査に入り大きな滞納となったが、既に財産がなく処分できない場合、あるいは生活困窮により財産がなく徴収できないものが不納欠損になっている。

山内長委員

個人よりも企業関係が多いのか。早めに対策しないといけないと思うが、その辺りはどうするのか。

県税部長

令和3年度の不納欠損については、個人県民税が2,900万円、個人県民税を除く県税が2,100万円であり、個人県民税が多い状況である。

山内長委員

なるべく不納欠損は避けたいため、早めに対策を進めるべきと思うためよろしく願う。

2点目であるが、「人口減少や雇用創出、人材確保といった地域課題の解決に向け」で取り組んできたとのことだが、県北地方における地域課題を1つか2つ挙げるとしたら、どのように考えているのか。

次長

県北地方の課題は様々あるが、委員指摘のとおり市部、郡部含めて人口減少が非常に大きな課題であると認識している。福島県人口ビジョンでも示しているが、自然ベースでの人口減少が避けられない中で、何とか社会増減による流出を止めたいという点がある。課題との裏腹になるが、特に最近の県北地方は東北中央道の開通等を契機として、道の駅ふくしまや伊達市における大型ショッピングセンター開発の開始、福島駅前の再開発などポテンシャルが非常に高い地域であると認識している。そうした中で社会増減をゼロにするため新たな雇用を生む、高校生の歩留まりを何とか上げ、管内でそのまま就職してほしいと強く思っている。これほどすばらしい県であり、将来は一度大学へ進学しても就職はここに戻ってきてほしいとして、令和3年度は若年層の流出を防ぐための高校生向けの就職ハンドブックを作成した。何とか社会増減の流出をゼロにとどめ、最終的には人口増は難しいが減少の食い止めに努力したいと思う。

古市三久委員

先ほどの財産調査は非常にデリケートな問題であると思う。過去何十年も実施しているのか、何年か前から始まったのか。

県税部長

以前から同じような手法で財産調査を実施している。

古市三久委員

何年か滞納している者を対象にしたのか、最初から調査したのか。

県税部長

迅速に財産調査を実施することが原則であるため、滞納があれば可能な限り早く実施するスタンスである。

古市三久委員

滞納を解消するために財産調査を実施しても、財産がない者からは徴収できないため、財産がある者から徴収することは大事であると思う。吉田委員が述べたように、プライバシーに関わる法に触れるかどうか瀬戸際の問題でもあるため、慎重に実施すべきであると思う。意見として述べておく。

滞納者について、最大額、最小額及び平均額を聞く。

県税部長

個人県民税を除き県が徴収している額のうち、最大は1,700万円程度である。また、県税では自動車税の徴収が非常に多いため、約3～4万円が多いと思う。

古市三久委員

滞納解消のために一生懸命頑張っていると思うが、様々工夫をしながら対応願う。

調査資料36ページの鳥獣保護の関係について、傷病野生鳥獣の保護が40件あったとのことだが、内容を聞く。

県民環境部長

野生鳥獣保護については、地域住民や市町村経由でけがをした鳥獣についての連絡を得ている。タヌキ等の獣や鳥類がけがをしている場合は県民環境部で保護し、大玉村の福島県野生生物共生センターに搬送している。

古市三久委員

タヌキが多いのか。

県民環境部長

タヌキは結構多い。

荒秀一委員

先ほどの滞納について、大事なことを忘れてしまったので再度聞く。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予について説明があったが、制度について聞く。

県税部長

新型コロナウイルス感染症に係る特例猶予については、収入額が前年同月比でおおむね20%以上減少した場合に、納期限が令和2年2月1日～3年2月1日までの分について、納付が困難な納税者に対し1年間猶予できる制度である。申請件数は69件、5億3,578万円の猶予を実施した。

荒秀一委員

猶予であるため経済的事情が改善されれば納付義務が生じるのか、新型コロナウイルス感染症の関係で苦しく再び猶予を願う者が生じると思うが、その2点について聞く。

県税部長

減免ではないためいずれ納入してもらう必要がある。中間申告で特例猶予を受け、その後確定申告により税額が減額されたものが約3億円ある。

もう1点、新型コロナウイルス感染症に係る猶予終了後の対応については、現行の徴収猶予制度に該当すれば引き続き猶予できる。そうした例が1件あり、今年9月まで猶予し、今年度納入された事案があった。

荒秀一委員

新型コロナウイルス感染症に係る特例猶予については、今後も新たな企業や個人が申請すれば猶予可能なのか。

県税部長

先ほどの新型コロナウイルス感染症に係る特例猶予については、既に制度が終了しているため不可能である。

現行の徴収猶予については該当すれば猶予可能であるが、例えば事業休止や損害を受けて納入できないといった事案が該当する項目になる。そのため、現行の要件に該当するか否かが、徴収猶予を受けられる要件となっている。

荒秀一委員

新型コロナウイルス感染症の影響により事業が休止となった件数を聞く。

県税部長

件数までは把握していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けた後も納入できない場合は、状況を聞き分割納付等で対応している事案もある。今回猶予対象になった分については、4名が繰り越したが、4名のうち1名が完納、残りの3名は分割納付により対応している。

(10月24日(月) 県北農林事務所)

江花圭司委員

令和3年度も災害が起こり大変だった。

令和元年台風第19号や福島県沖地震など災害が立て続けにあり影響も長く続いているが、農地・農業施設の復旧に係る

入札不調への対応や作業員の確保は難しいのか。また、県内を対象にして入札を行っているのか。それとも、県外も対象にしているのか。

所長

入札不調は、令和元年台風災や地震災の影響で、企業が優先的に公共インフラに取り組んでいるため技術者が不足するとの理由であるが、今年に入り状況も改善が見られる。

なお、対象業者の選定は金額に応じてとなるが、管内や隣接3管内、最大でも県内との要件で取り組んでいる。災害復旧以外の特殊なものでは全国という場合もあるが、基本的には県内業者を対象に取り組んでいる。

江花圭司委員

8月3日の喜多方市における豪雨により、会津地方でも対象となる県内の農業土木業者がつかまらず、宮城県や山形県から派遣してもらっている。令和3年度は発生したばかりで分からなかったと思うが、資材調達との兼ね合いも出てくるため、予算執行と事業計画の対応を聞く。

農村整備部長

県北管内では入札不調対策として早期発注に努め必要工期を確保している。また、フレックス工事を活用して業者に着工時期を選択させ工期の平準化を図る。さらに、現場条件に即した適切な工法選定や最新の単価の積み上げなど、市場性を考慮したきめ細かな積算を行い受注条件の改善を図っている。

江花圭司委員

令和3年度も大変だと思ったが、例えば、農業土木関係業者、入札する事業者や各建設業協会等との意見調整をしながら、優先事業と繰越しに関して意見交換などを行ったのか。

所長

農業土木に限らず森林土木も含め、これまでそのような意見交換を実施していなかった。今年11月、両者の支部の者と意見交換会を開催するため現在段取りしている。そうした中で、ざっくばらんに積算や設計の在り方などの意見をもらい設計書に反映したいと考えている。

江花圭司委員

我々も事業者から相談を受けている。何とか現年度分の事業を行わなければならないが、災害が立て続けに起こると新たな災害復旧事業が積み重なり、資材的、事業所的、作業員的に確保が難しい状況が全県で起きているため、ぜひとも今回意見交換願う。

また、コロナ禍での作業員確保に関して作業員の調達はどのように考えてきたのか。

所長

令和2年から新型コロナウイルス感染症が拡大する中、積算の中で新型コロナウイルス感染症に関する費用の掛かり増しも申出に合わせて計上していく対応を取っていた。現在の状況と比較することが正しいかということもあるが、2年当時だとちょっとしたことでなかなか作業員が集まらなかった。

3年においても症状が出た場合は作業員の確保が難しかったが、状況が改善しつつある中、行政として作業員を何とか確保するよう積極的に対策しているため、業者と情報交換やコミュニケーションを図りながら、作業の進行を確認する工程会議も毎月開き工事の進捗を確認していきたい。

荒秀一委員

県北農林事務所においては特に果物やキュウリなど本県を代表するものがあるとのことで本当に感謝を述べる。

2点聞く。私たちの期待する新規就農者について、先ほどの説明の中で育成等を実施しているとのことであったため、過去の予算と人数等を聞く。

また、原発事故の影響による風評はあるとは思いますが、森林再生事業での表面線量調査による安全性の確認について聞く。

さらに関連して、今までの出荷制限等の回復状況を聞く。

農業振興普及部長

まず新規就農者について、県北地方の新規就農者は直近で96名であり県内全体の28%と最も多い地域である。理由としては、果樹や野菜が主力であるため農家の子弟が新規就農すること、近年ではJ Aと市町村が連携し新規参入の相談を強化しており、その効果が出てきていると思っている。

また当所の施策として新規就農者確保のために研修会を年4回ほど開き、先輩農家を訪れて様々な状況を聞く取組を行っている。また、農業高校生向けにフレッシュ農業講座として管内の農業者を訪れて農業の実態を学んだり、インターンシップとして実際に農業に携わってもらう取組も開始している。

一番は面談を細やかに行うことである。市町村やJ Aが集まり3者で面談を実施し、最終育成まで継続することでフォローをしっかりと行っている。今後定着するよう、J A、各市町村と連携しながら取り組みたい。

森林林業部長

所長説明にあった森林再生事業については、山側で間伐等の森林整備と放射性物質対策を一緒に進めているほか、管内製材工場においても製材品の放射性物質の結果を確認している。

令和3年度は年2回ほど確認しており、延べ14工場で96本ほどGMサーベイメーターでの調査を行っている。

測定結果は最大4cpmで、福島県木材協同組合連合会が自主基準としている1,000cpmと比較して大幅に下回った状況であり、本庁の林業振興課でも公表されている中で、環境や健康への影響はないものと評価されている。

山菜等の出荷制限の解除の動向についても質問があったが、最近の出荷解除の動きとしては、平成29年に福島市で栽培ワラビの出荷解除がされており、令和2年度は、伊達市において同様に栽培ワラビの出荷が解除されている。

加えて、最近の動きとしては桑折町のフキや川俣町のフキノトウについても今後の出荷解除に向けたモニタリング等を関係機関と調整しながら進めている。

荒秀一委員

先ほど出荷制限を解除予定の品目を示してもらったが、出荷制限されている品目について再度確認する。

森林林業部長

現在、県北管内において出荷が制限されているものは山菜が9品目、樹実類がアケビで1品目、加えて野生キノコである。

荒秀一委員

先ほど後継者育成についての答弁があったが、県内でも高い割合の後継者、就農者である。果樹農家の経営等において、議員の仲間から聞いたり現場を見ると、優れた将来性がある収入面も支えるものがあると思うが、一方、高齢化で辞めざるを得ない者もいる。承継というか、すぐれた農園で技術があっても後継者へのしっかりとしたサポートが必要である。

それを農林事務所で行うべきか、J Aで行うべきか、あるいは連携して行うべきかは大事なことであり、昨年度は連携の取組に一番力を入れていると思うが、その点を示すよう願う。

農業振興普及部長

支援体制でいうと、研修先に技術を習いに行くことが非常に重要であるため、J Aではのれん分け事業という支援体制を敷いている。

今年からさらに強化するため、団体や市町村も含め、県北地方の新規就農者等確保・育成連携会議を立ち上げ最近増えている非農家出身者の就農や、先ほど答弁したように、果樹については大産地であるが、技術の習得や果樹を育成する期間が必要であり時間がかかるため、連携会議では特に果樹の継承に力を入れている。

先行して行っている市町村もあるが、県では地域おこし協力隊を活用した取組を支援している。地域おこし協力隊は地方自治体から3年間収入があつて活動できる制度であるが、協力隊が3年間果樹農家に入り技術を学ぶ。さらに、地域に溶け込んでもらい他地域から参入した協力隊員の人柄を知ってもらう。

その後、新規就農者育成総合対策事業で年間150万円を3年間もらえる事業、研修があるため、それら事業等を組み合

わせて最大8年間何かしらの支援を受けながら、例えば樹園地を継承してくれとの話も出ているため、今年度から強化して産地を守っていく取組を進めていきたい。

山内長委員

時間もないため、1点、新規就農者の未収について質問する。

調査資料14ページ、貸付金元金で過年度分70万9,000円、今年10万円だけ収入とのことであるが人数を聞く。また、違約金関係では過年度分1,800万円とのことだが、人数と状況を聞く。

農業振興普及部長

収入未済について、まず、70万9,000円は伊達市で1名、花きの栽培のため674万円ほど貸付けした者がいたが、平成10年に父親と妻を亡くしたことによる労働力不足及び価格低迷により花き栽培を止めている。現在ハウスでキュウリ栽培しているため毎回2万円ほど償還している事例である。

もう1件は、1,600万円ほどのものであるが、福島市の事例である。3年にシイタケ栽培のために750万円の借入れをしたが、価格の低迷と原材料費の高騰によって経営不振となって償還が遅延されたとのことであり、令和2年に残金を一括償還したことにより違約金が確定された事例である。

先ほどの説明もあったように督促等をして返還を促している。

山内長委員

過年度分の違約金1,800万の部分は1,600万円で1件とのことだが、205件の者がいるとの内容でよいか。

農業振興普及部長

1,800万円の部分について件数が205件だが、償還毎に違約金がカウントされるため、人としては2名である。

(10月24日(月) 県北建設事務所)

江花圭司委員

大変な災害に見舞われ作業員の確保や資材の調達などに困り大変だと思うが、調査資料13及び15ページに令和3年度に打切りとなった事業が掲載されていた。この点について、例えば地元の事業者や業界との意見交換等を行いながら優先順位を付けた事業の実施は考えていなかったのか。

主幹兼企画管理部長

発注に当たっては、工事の発注見通しを毎月更新し、建設業界に情報提供を行い、さらに年に数回(一社)福島県建設業協会県北支部や同二本松支部と意見交換を実施するなど業界の事情をヒアリングしながらバランスをとった発注に努めてきた。そうした中であっても、やむを得ず資材や人員不足が生じた。

江花圭司委員

令和4年度の会津地区における豪雨災害後の対応についても、相双地区や県北地区の測量関係の業者から査定前の調査など一切協力を得られない状況であった。災害が発生した際に事業を継続するための対応について、どのような考えを持っているのか。

主幹兼企画管理部長

令和元年度の東日本台風の際は、今までに経験したことのない大量の測量や設計が必要になった。一方、気象の状況を振り返ると災害級の豪雨が頻繁に発生する現状になってきたため、引き続き、(一社)福島県建設業協会や(一社)福島県測量設計業協会と意見交換をしながら進めていく。また、受注者における担い手不足が課題であるため、県として建設業の魅力を発信しながら担い手の確保に努めていきたいと考えている。

江花圭司委員

災害査定は公共土木関係から始まり次に農地や農業施設関係に移っていくが、いつも農地及び農業施設の災害査定が後になり業者や作業員の不足が際立って著しい。今後、土木関係者は農地関係とも連携していかなければいけないと思うが、

今後その辺りの連携はどのように考えているのか。

所長

被災した際に直接、人命や財産に直結する箇所を早めに対応しており、令和元年度における災害時には、土木災と農地災で優先順位を付して発注した事例がある。例えば、ある市では市が中心となり全体的に優先順位を付け、全体的な発注調整をした。この災害は10月であったため、翌年の作付に間に合う農地災、どうしても間に合わない農地災、道路が寸断され孤立集落となり早く直さなければいけない場所、片側通行が可能であり時間的に少し余裕がある場所といった優先順位を各関係機関により調整し、その上で優先順位を決めて対応していた。今後の災害についても、建設関係と農林関係が調整した上で対応していく必要があると考えている。

佐藤郁雄委員

概況説明要旨2ページ目の2点目、河川整備について聞く。河道掘削後の管理について、昨今河道掘削を実施した1～2年後にはもう草木が繁茂した状況になっている。河道掘削の予算を確保し継続して実施しているのか。せっかく実施したとしても、すぐに砂等が堆積し見た目も悪く、熊などが歩く環境にもなり得る。どのように予算付けしているのか。

主幹兼企画管理部長

まだ管理河川全て一巡しているわけではなく、計画的に河道掘削を進めているところである。河道掘削は一度実施すれば終わりではないことは重々承知しているため、河川の状況を把握し予算の必要性を訴えるべきところへ訴えながら引き続き計画的に予算を確保できるよう努めていきたい。また、熊等の通り道になるとも聞いていることから、生活環境部とも連携しながら草木伐採を進めていきたいと考えている。

吉田英策委員

調査資料11及び13ページの不用額の説明において、地元調整が難航し不用となったとの説明があったが、地元調整の不調とはどのような理由か。そもそも地元等の理解や協力を得た上で、これほどの予算を付けるのではないかと思うが、どうか。

主幹兼事業部長

河川整備については地元調整が遅れているのではなく、川の中の堰や河川周辺における占用物の移転や設計上支障となるものを調整しながら対応している。市町村とも協力して対応しており、決して事業に反対で遅れているわけではない。

吉田英策委員

河川における民有地の問題が解決しないという点も含まれるのか。

主幹兼事業部長

民有地というわけではない。県管理以外の施設が河川内にあったり、河川改修に伴い新しく見直す際の構造の協議、地元の利水関係者の調整などに時間を要している。

吉田英策委員

いわき市においても夏井川などで工事が大分進んでいるが、残っている部分は民有地の借り上げがなかなか進まないという部分である。ここに力を注がないと全体の工事が完了しないことになるため進めてほしい。

令和元年東日本台風における二本松市や福島市などの被害について、河川改良性事業の進捗状況を聞く。

主幹（河川改良担当）

令和元年東日本台風では阿武隈川が増水し、その影響で県管理の支川へ逆流し、堤防が低いところから水が流れ地域が浸水した。阿武隈川の堤防の高さと合わせて、濁川を含め5河川について支川の堤防をかさ上げする工事を進めている。それぞれの進捗状況は各河川により異なるが、3年度末でおおむね2割程度が完成している状況である。

吉田英策委員

改良復旧工事の基本は原状回復であり、いわき市内でもかさ上げしてほしいと言ってもそうはいかないが、阿武隈川の関係では必要な部分はそうした工事をしているとのことか。

主幹（河川改良担当）

委員指摘のとおりである。阿武隈川の堤防の高さと合わせてレベルバックして水が流れないよう支川のかさ上げ工事を行っている。

吉田英策委員

承知した。

次に空き家対策総合支援事業の内容について聞く。また、個人名が補助先になっているが、1個人当たりの補助上限があるかを聞く。

主幹兼建築住宅部長

「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業は、県外からの移住者、県内の子育て世帯や新婚世帯等に対し、空き家の調査リフォーム等に直接補助する事業である。令和3年度から新規事業となり昨年度25ほど補助を実施し、事業者から大変喜んでもらっている事業である。補助事業としての金額は最大250万円であり、空き家のリフォーム費用が対象である。150万円の基礎額に加算されていく事業である。

吉田英策委員

この資料では事業費が385万円であつたり多い部分では1,100万円などと記載され、補助先は個人名になっているため、その辺りの関係が理解できない。

主幹兼建築住宅部長

事業者が個人であり、個人に直接補助する事業である。「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業は、本県の空き家に住んでもらうための事業である。各個人が空き家をリフォームして住むに当たり、トイレのみを直したり家全体を直すなどによって事業費が変わることから、大小の事業費が記載されている。県の補助には上限があるため、事業費が大きくても範囲内で補助している。

古市三久委員

繰越額と不用額が大変多い。予算全体の3分の1まで繰り越しており、様々な理由があると思う。これは第三者的理由で全て繰り越したのか、建設事務所内における人的な問題等により繰越しや不用になった例は全くないのか。

主幹兼企画管理部長

繰越額や不用額については、内部における人的な理由ではない。

古市三久委員

これほどの事業を実施するに当たり、県北建設事務所の人員が十分なのかが疑問である。それによる不用額の繰越しては100%ないとの理解でよいのか。

主幹兼企画管理部長

現在県北建設事務所の事業費が非常に多いため、業務のアウトソーシングとして発注者支援やCM（コンストラクション・マネジメント）業務委託を行い何とか対応している。

古市三久委員

何とか対応しているというのが微妙なところである。どの程度のボリュームでアウトソーシングを実施しているのか。

主幹兼企画管理部長

アウトソーシングの実務について説明する。職員の業務の一つとして工事を発注するために設計、積算し、建設業者が受注し、その現場のマネジメントを行う監督員業務がある。そのうち、発注に係る積算や現場確認については、発注者支援業務において対応している。またCM（コンストラクション・マネジメント）業務については、1つの建設事業全体をマネジメントすることとし、1つの係相当分を対応している。

古市三久委員

県北建設事務所における令和3年度の残業時間について、月80時間以上勤務している者はいるか。

次長

令和3年度における職員1名当たりの月平均超過勤務時間は、県北建設事務所が17時間、保原土木事務所は14時間、二本松土木事務所は24時間である。私の調べによれば県全体平均は19時間ちょっとであるため平均以下になると思う。土木部は多く、私の調べによれば3年度は22時間ほどであり、決して少ないとはいえないが平均からすれば少し少なめである。また、残念ながら月80時間を超える者はいる状況である。

古市三久委員

月80時間を超えて超過勤務をしている者の人数を聞く。

次長

申し訳ないが個別の資料が手元にないため、後ほど提供したい。

星公正副委員長

後ほど提供とのことだが、いつまでに提出できるか。

次長

この3日間のうちに提出する。

古市三久委員

80時間を超えて超過勤務をしている職員がいるのであれば、そうならないための対策を常に考えなくてはいけないが、令和4年度に向けてどのような対策をしているのか。

次長

職員間で業務量にばらつきがあれば平準化するため、部長の権限により業務の再配分などの見直しを実施するよう促している。また、発注者支援等の活用による職員の超過勤務時間の低減や、本庁へ人員増を要望し人員増による超過勤務時間の縮減を図っている。

古市三久委員

1人に業務が集中し80時間を超えることのないような対策をぜひ取ってほしい。

資材調達が大変との話があったが、どのような資材の調達が困難なのか。

主幹兼企画管理部長

令和2、3年度は資材の入手が非常に困難な状況が起きていた。その理由の一つとしては元年度の東日本台風により河川被害が大きく、護岸を構成するコンクリート製の資材（ブロック）が2年度に極端に入手困難となり3年度まで続いていた。この点については、県全体の毎月の需要やメーカー側の生産能力について福島県土木コンクリートブロック協同組合と意見交換しながら対応してきた。昨年度後半はコンクリートプラントが目一杯稼働しており、次に入荷できるのは1か月後であるといったように特に生コンクリートが入手困難な状況であった。また、3月に完成させようとしたところ3月の地震によりコンクリートプラントが被災し、生コンクリートの入手ができず打ち切った例もある。このように、大きくは、ブロックと生コンクリートである。

古市三久委員

本県のほか長野県や宮城県等も含めて台風災害に遭い、相対的にブロックや生コンクリートが入手困難になったとの見方でよいか。

主幹兼企画管理部長

ブロックにしてもコンクリートにしてもおおむね地元で調達している。本県では東日本台風のほか復興事業のピークを迎える事情もあったため、解決に当たっては県外からの資材調達も実施していた。

星公正副委員長

班長が質問するのもおかしいが、少し教えてほしい。

調査資料13ページの工事請負費が2億円程度不用になっている点について、内容を聞く。

主幹（河川改良担当）

河川等災害関連費については、令和元年東日本台風関連の事業として採択を受け工事を発注したが、資材や人員の不足により予定していた工事が施工できなかった部分がある。その部分をやむを得ず減額し不用としたものである。

所長

補足する。例えば現年の予算ではより効率的に予算を使うために、他の事務所において効果が発現されるよう不用額を流用している。しかし、繰り越した予算については既にその事業で使用すると決められているため流用することができず、また再度繰り越すことはできないため不用としたものである。また、実際に施工した結果、「この仮設は不用になった」などコスト縮減の結果として不用になったものもある。

星公正副委員長

河川等災害関連費には国の補助金が入っているため、本当は繰り越すことができれば一番よいが、繰り越すことができないため不用にしたと理解してよいか。

所長

そのとおりである。

星公正副委員長

承知した。

（10月24日（月） 県北保健福祉事務所）

江花圭司委員

調査資料25ページに相談業務の相談件数が839件とあるが、説明では生活困窮者が大変多いとのことだった。839件の相談内容として、貸付制度を使ってもまた返さなくてはならず借りられないとの相談が多かったと思うが、内容はどうか。

健康福祉部長

昨年度当所は貸付件数がなく、相談内容については貸付金はもちろんのこと、貸付金以外の生活やひとり親としての一般的な相談が非常に多いと聞いている。

貸付けについては、大学等で授業料や入学金等の免除に関わる制度が新しくできたことから、本福祉資金への貸付けの相談自体は少なくなっており、専ら生活の相談や貸付金の一般的な相談が多いと相談員から聞いている。

江花圭司委員

それに伴い、相談を受ける者と本庁の制度設計への保健福祉事務所からの提案などはどのようになっているのか。家庭への指導、アドバイスと本庁への制度設計の提案はどのようにしているのか。

健康福祉部長

ひとり親への貸付金の制度を周知するため役場等にチラシを置いて周知を行うとともに、貸付金の制度に係る提案についても各担当学会議等を通じて当所から意見提案する機会があるため、そのような機会を活用しながら提案したい。

江花圭司委員

これに関わることで、都市部と会津地方とはまた違って来るが、民生委員がそのような家庭をしっかりと把握し制度についてアドバイスするネットワークができていない地域とそうでない地域がある。都市部は大変難しいと思うが民生委員による生活困窮者の把握とはどのような関係になっているのか。

健康福祉部長

民生委員は市町村の担当課で実務を行っているため、当所においては貸付金の相談件数や資金の制度などの情報を困っている者に対してなるべく届ける必要がある。民生委員とは直接のつながりややり取りがないため、貸付金について地元民生委員をはじめ住民に最も近い窓口である市町村を通じてしっかり民生委員と情報共有や連携をしながら、今後、民生

委員との連携も視野に入れて広く制度が周知されるようにしたい。

江花圭司委員

最後に、相談は今ほど答弁のあった内容が大変多いと思うが、管轄している市町村のうち相談が多いのはどのような地域なのか。

健康福祉部長

母子父子寡婦の貸付金の相談が多い地域との質問だが、伊達郡に1名、二本松市に1名、当所に1名の相談員がおり、その窓口の相談員から満遍なく相談が来ているため、私が把握している相談件数では、特定のある地域の件数が多く、ある地域が少ないとの極端な事例は聞いていない。

佐藤郁雄委員

調査資料52ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調2（1）の処理状況で減額交付を行って速やかに対応したと記載してあるが、その結果どのように改善したのか。

副所長

処理状況については昨年度の改修工事を進めていく中で、……。

佐藤郁雄委員

（1）の減額交付を行った補助金のほうである。速やかに対応したとのことだが、工事のほうからでも結構である。

副所長

失礼した。工事については、工事中に様々な仕様の変更や実際想定していたものの必要がなくなったこと、想定したもの以外にも加工が必要になるなど様々に条件が変わってくるため適宜変更契約等を結んでいる。

補助金の減額については健康福祉部長から答弁する。

健康福祉部長

補助金負担金の交付事業者に対する件については、具体的には、市町村への補助金や負担金の交付事業において不用額が増加しているため、市町村に対し事業費の執行見込みの際に見込額を的確に算出するよう文書にて依頼している。

佐藤郁雄委員

実施内容は記載されているため、行った結果が減額されたのかなどを聞きたい。

健康福祉部長

令和3年度は減額等が間に合わなかったため不用残等が増加しているが、今年度の事業の執行においては、当然ながら間に合えば減額等を行いたい、まずは、確認事項のように市町村を指導したい。

佐藤郁雄委員

概況説明要旨第5の「ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進」について、地域包括ケアシステムの推進について聞く。

医療職と介護職の連携はとても大事だが、どのように進めているのか。また、どのような結果になっているのか。問題はないのか。

健康福祉部長

医療と介護の連携であるが、具体的には医療機関、医師会や薬剤師会などと、正確な名称は思い出せないが介護の基幹センターとの連携において、医療情報が介護に着実につながるよう情報提供することが非常に重要と考えている。退院の際に、要支援や要介護が必要な者の情報が医療機関から役場に漏れなく着実に伝わるよう保健所が介護と医療機関との間に入って情報をつなげる会議を開催したり、医療から介護への情報提供のフォーマットを検討するなど連携を深めている。

佐藤郁雄委員

部長の説明のように、医療と介護の連携がとても難しいとの意見が出ており、人手不足、介護ケアを提供する人数などの問題が出てくるため、医療と介護をつなぐことをきちんと実施しないと地域包括ケアシステムは成り立たない。特に医療からの情報提供はなかなか難しく情報が来ないと聞いている。介護もそれによって影響を受けることもあるためさらに

連携を深めるよう願う。

荒秀一委員

概況説明要旨第1項目の被災者健康支援事業について、大震災以来、避難者に対して大変気持ちを込めて支援したと思うが、現在の状況について聞く。

もう1点としては、先ほどの処理状況の中の児童福祉施設入所者負担金で説明資料16ページでも不納欠損や未済になっている最大の理由は生活困窮との説明があった。処理状況を読んだ限りにおいては児童福祉施設に入る際に納入通知書を渡し、当然その趣旨を説明していると思うが結果として生活困窮者の不納欠損との事態になっている。私は児童福祉施設に入る前に経済的な状況は見ることはできるのではないかと思う。そして後で生活困窮のためそのような形で戻すのはいかがなものかと思うが、説明願う。

健康福祉部長

前者の被災者支援について、管内の被災者数は年々減少しているが、当所としては震災当初から、まずは被災市町村との意思疎通や情報交換のための意見交換、集団支援として多くの者が避難している地域へ保健所から出向き、保健師が健康教室や血圧測定などの健康支援を行っている。

そのほか、被災者支援の訪問支援員2名の予算を確保しており、被災元市町村から個別にメタボリック等の支援で回ってほしいとの要望があるため、しっかり応えるべく引き続き訪問活動をしているが、件数自体は減っている傾向にある。

なお、課題としては、役所機能が被災元市町村に随分と移行しているため、なかなか被災元市町村との連携がうまくいかないこと、また、避難期間も相当長くなっており支援が非常に難しくなっているとの課題を認識している。

もう1点、児童福祉入所費負担金については、委員指摘のように生活困窮による未納や欠損に至っているものが大半である。

ただ、児童が児童相談所で保護され措置された後に、保健所が費用の積算、徴収、確保を行うことになる。それ以前に所得や生活状況を把握することは制度的にも難しい。

荒秀一委員

1点目の被災者数はまだ分からないのか。多くの者が世話になっているわけだが、一方で正確に、また、少しでも前向きに進んでいる状況もあると思うため聞く。

もう1つの児童相談所の中でとのことはよく分かった。確認だが、このような状態が恒常的に出てくると理解してよいのか。処理状況調の中の現況がこれからも出ざるを得ないとのことではどうか。

健康福祉部長

データが若干古くなるが、今年6月に被災元市町村がホームページで公表している県北管内の被災者数を確認した。合計で7,944人、浪江町が4,171人、飯館村が2,751人、富岡町が376人、大熊町が323人、双葉町が323人である。それ以外の市町村はホームページを確認できなかったが、県北管内では浪江町の住民が福島市、二本松市及び本宮市、飯館村の住民のほとんどが福島市に避難している状況を確認している。

続いて、児童福祉入所費負担金の状況は、前回の指摘事項52ページの1(2)にあるとおり決算審査特別委員会で指摘があったため、保健所が入所者の親に話をし、納付するようファーストコンタクトを着実にを行うことにより、現年度をきれいにすれば当然ながら過年度も繰越するものはなくなる。現年度は、まずは初めからしっかり納めてもらい、過年度に未済が縮小するよう取り組んでいる。前回の決算審査では未済が1,000万円ほどあったが現在700万円ほどになっており、現年度は75%程度の非常に高い収納率を達成しているため、これを続けていくことが過年度分の未済額を減少させると考えている。現年度分からしっかり徴収したい。

(10月24日(月) 精神保健福祉センター)

江花圭司委員

精神通院医療の支給認定業務では年間2万8,000件以上を少ない職員数で事務処理をしていると思うが、年間の経過を聞く。

次長

自立支援医療（精神通院医療）支給認定件数は2万8,000件以上だが、1週間ごとのサイクルで毎週受け付けて審査している。

江花圭司委員

事務処理件数の多さが原因となり職員の病欠等につながっているのか。

次長

年々申請件数は増加傾向にあるが、事務担当職員は1名ではないため可能な限り交付までの流れの中で事務を切り分け再配分するなど極力平準化に努めている。現在は無事に復職しているが、センターに配属される以前の職場から休みがちな職員が少なくない状況である。

江花圭司委員

精神保健福祉センターであるため、精神的にも健全な職員で運営願う。

吉田英策委員

関連である。業務量が多く本当に大変であると感じた。

所長から説明があった専門相談員とは、職員数調における自殺対策専門相談員や依存症相談員の各1名に当たるのか。

所長

非常勤職員を各1名雇用している。

吉田英策委員

相談業務は24時間対応しているのか。こうした相談業務を定数外職員1名でこなすのは大変であるが、その辺りをどのように考えているのか。

所長

24時間対応ではなく、あくまで勤務時間内での対応である。もちろん常勤職員も相談対応に当たっている。

吉田英策委員

調査資料7ページの精神障害者保健福祉手帳交付事業について、申請件数が8,789件、交付件数が8,680件であるが、100件ほど差がある理由を聞く。

所長

自立支援医療（精神通院医療）はほぼ全件が承認されているが、精神障害者保健福祉手帳は不承認になる例がある。例えば、この手帳は精神障がい者が対象であり知的障がい者は対象外だが、知的障害を病名として申請された場合は不承認になり、それが100件程度除外されたことになる。

吉田英策委員

それにより精神障がいのある者が行政サービスを受けることができないなどの不利益はないのか。

所長

もちろん知的障がいであれば療育手帳によりサービスを受けることになるため、精神障がいと知的障がいの両方があれば両方の手帳を持つことはあるが、決して不利益につながることはない。

荒秀一委員

精神保健福祉センターの位置づけを確認したい。私の地元でも精神障がい者を支援するNPO法人や蟻塚医師をはじめとした専門病院があるが、地域にある既存の民間病院やNPO法人等との連携状況について聞く。

所長

地域の資源との連携については、公的な障害者支援施設との連携はあるが、一部を除きNPO法人や個人的に活動している者と系統的に連携している状況にはない。

荒秀一委員

社会全体が理解し寄り添っていくことが大事である。

精神保健福祉センターの位置づけは、県全体の精神保健を司ると認識してよいか。

所長

そのように考えてもらってよいと思う。実際に民間から協力依頼や技術支援の要請等を寄せてもらい、それらに応える形を取っている。委員に配付した依存症のパンフレットを見てもらっているが、例えば県全体の依存症に係る自助グループを把握し公表するなど、割と連携ができていると思う。

佐藤郁雄委員

精神疾患のある者が新型コロナウイルスに感染した際、相談や入院療養体制の確保はきちんと対応しているのか。精神保健福祉センターが相談を受けた場合、どのように対応しているのか。

所長

医療の確保との点では、当センターでは直接関わっておらず、主に本庁が（一社）福島県精神科病院協会に相談しながら対応している。例えば精神科病院内でクラスターが発生した際は、病院同士で援助し合うDPAAT（災害派遣精神医療チーム）の活用により各病院を支援する形を取っている。精神障がい者が新型コロナウイルスへの感染により入院が必要になった場合にも幾つかのパターンがあり、精神障がい者が主であれば（一社）福島県精神科病院協会を通じて受け入れており、身体疾患が主であれば一般の病院に入院する例もある。それらについて、当センターは直接関わっていない。

佐藤郁雄委員

一般病棟において入院管理ができるのか。精神科病床としては5床程度確保しているが、専門医や専門看護師が不在でも治療できるのかを確認したい。

所長

精神疾患があるというだけで一般病棟に入院できないわけではない。精神的な興奮が著しい者が新型コロナウイルスに感染した場合は、精神科病院のうち新型コロナウイルス感染症に対応できる病院に入院してもらうことになる。

古市三久委員

調査資料8ページの自殺対策推進センター運営事業について、相談件数が1,191件と記載されているが、その後どのようにフォローしているのか。

所長

この事業では、主に話を聞くだけで終わることもあるが、リスクの程度に応じて当センターの保健師の対応に切り替えて相手の状況を詳しく聞き対応している。主には話を聞き相手の気持ちを和らげることが大部分であるが、危機介入が必要と判断される場合は、警察や救急に依頼し対応を講じている。

古市三久委員

よく理解した。危機介入の対応をした件数の割合を聞く。

所長

年に数回程度あるかどうかであり、大抵は話を聞くとおおよそ落ち着く。

（10月25日（火） 県南地方振興局）

江花圭司委員

調査資料29ページの証紙関係について、県の催事等の補助金があったと思うが、地域の煙火協会や花火協会などが新型

コロナウイルス感染症の影響でイベントがなく存続の危機にあったとのことだった。令和3年度の証紙関係を見ると、煙火協会や花火関係の証紙が全然ないが、県南地域は花火を打ち上げるイベントがなかったのか。

県民環境部長

煙火関係は証紙状況調の下段3行目にあるとおりで、残念ながら煙火の消費許可は2件である。ちなみにこの2件は埴町のイベント関係で打ち上げたものであり、かつてのコロナ前の十数件に比べると、現在、花火打ち上げ等は少なくなっている。

なお、市町村に対する権限移譲により白河市のイベントについては白河市長が煙火の許可を持っているため計上されていない。

江花圭司委員

令和3年度に関して、県議会としてもイベントがなくなるとイベントにより収入を得ている多方面にわたる事業者が事業継続できなかつたり、事業承継の問題で途絶えてしまつたり、伝承すべき技術などが伝承されなくなるとの不安がある。2～3年度の2年間でかなり要望を受けたが、3年度は残念だったと思う。4年度は背景を考慮しながらしっかりイベントなどの事業を継続してほしい。

調査資料21～22ページ、地域創生総合支援事業（サポート事業）について、県南地域はサイクルツーリズムが大変盛んな地域でありうらやましい限りである。

私たちがサポート事業を使い、サイクルツーリズム、自転車のイベントや大会を開催するが、当然大変な金額がかかってしまう。見たとおりやはり800万円程度かかっており、毎回サポート事業に頼っているのは事業やイベントを継続するのは大変難しいと思うが、どのような考えを持っているのか。

次長

サポート事業の事業継続だが、基本的にサポート事業には3年との期限があり、その後は自立していく形で進めている。現在はコロナ禍であるため、イベントも中止や縮小、または遠隔、リモートでできないかとの工夫もしながら、なるべく継続する検討を進めていくよう我々も支援している。事業継続についても内容の新規性を出す様々な工夫してもらい新しく非常に効果的な取組にブラッシュアップするよう支援していきたい。

江花圭司委員

サイクルツーリズムで、100km以上のサイクリングロードを確保できればナショナルサイクルートの認定も受けられるため、ぜひとも目指してほしい。

最後だが、局長から説明のあった特有害な事業だと思うが、東白川4町村のカフェ等に注目したとのことである。私も家族で来たが、グーグルマップが普及して目的地に直接行く者は多くなった。カフェ等に注目してSNSで若い世代に発信したことだが、どのようなところに着目してどのようなカフェを紹介しているのか。

次長

カフェ等に注目した事業だが、局長の説明にもあったように、東白川郡4町村のカフェをピックアップして全国的に展開するに当たり、女性に人気があることりっぷという小旅行を紹介するサイトに着目してSNS等にPRをかけ、過疎地域だががらりとした4町村のカフェ等7か所をピックアップして紹介している。

なかには、東京都で働いた後に移住、定住して店を開いている者もいる。かなり好評であり、並ばないと入れないところもあると聞いている。

江花圭司委員

移住、定住で会津地方に出店しようと思ったらこちらに来てしまった。

星公正副委員長

それは残念だった。

佐藤郁雄委員

移住、定住の話が出たため、地域づくりの推進とのことで、定住・二地域居住の促進、テレワークタウンしらかわ構想、転職なき移住ということで積極的に取り組んでいるが、取組内容、効果、実績及び結果について聞く。

次長

テレワークタウンしらかわ構想について、コロナ禍もあるがテレワークが伸びつつあるとのことで着目した。加えて、白河地方、県南地方は、東京に最も近い東北地方とPRしている。東京から70分で来られるため、ここでテレワークしてもらい東京で何かあればすぐにでも行けるとPRしている。

新白河駅周辺の事業者にも特典を出すなど協力してもらい、コワーキングスペースの活用をPRした。駅周辺はコワーキングスペースが多く、東京から多数来てもらっている。

テレワークタウンしらかわ構想の中で、ゴルフ場でテレワークをする取組を「ゴルフアーケーション」と銘打ち全世界に広げている。

管内では現在4つのゴルフ場に協力を依頼し、オンラインのゴルフ雑誌の協力も得て、ゴルフ業界やゴルフ愛好者にPRを図っている。令和3年度からの事業であるが、3年度は15件の実績があった。今年度は9月末時点で昨年度を上回る24件の実績があるためさらに伸ばしていきたい。

吉田英策委員

調査資料7ページ、工事請負費の不要額について説明願う。

次長

工事請負費の不用額だが、合同庁舎の改修事業では合庁の外壁改修関係の入札の結果による請差である。

吉田英策委員

調査資料24ページの3(2)、一般事務費の一日会会長について、一日会とはどのような団体なのか。

局長

一日会(ついたちかい)というものだが、白河市内の事業者、警察などの公的機関との情報交換とのことで月1回実施している。私も毎回ではないが参加しており民間と意見や情報交換をしながら景気状況などを大変参考にしている。

吉田英策委員

調査資料34ページ、産業廃棄物対策で監視員や指導員は会計年度任用職員になるが、2名や1名とはどのような者を採用しているのか。また、どのように日常的な活動をしているのか。

県民環境部長

特定会計年度任用職員について説明する。

まず、不法投棄関係の監視員で1名を特定会計年度任用職員として雇用しているが、相手方はかなり難しい者もいるため、県警察本部OB職員を紹介してもらい任用している。

また、その上段の特定会計年度任用職員2名であるが、PCB関係の処理期限が迫っているためそれに特化した指導者を雇っている。これは、民間で公害関係、工場などの勤務経験者を採用している。

吉田英策委員

概況説明要旨2ページ、高校生等と事業所をオンラインで結ぶLIVE工場見学による人材確保事業を実施したとのことだが、高校を卒業しても首都圏に行ってしまい定着しない状況がある。この取組を通じて定着率はどのようになっているのか。

次長

高校生の県南管内での定着率は84.3%である。

吉田英策委員

オンラインで結んだ工場見学会の実施方法の詳細を聞く。

次長

LIVE工場見学だが、オンラインで工場を見学できるシステムをつくっておりインターネットを通じて、各高校と工場の社員がライブで映り、画像やパネルを見ながら工場の説明をして質疑を行うため、その職場に行かなくても大人数が見られる効率的な方法である。

荒秀一委員

今の質問と関連して、説明と同じページだが、昨日も県北地方振興局の重点事項の活動として高校生の就職支援に取り組んだとのことだった。企業の人材確保においては、なるべく地元とのことが非常に大事な要素と理解している。

今の話に加えて、各企業を訪問して意見を聞いており大事な施策として進めていると思うが、企業の人材確保に関する協議の中での県南地方振興局としての方向性を聞く。

次長

高校生の人材確保に対する当地方振興局の取組だが、高校生等の工場見学の実施に併せて、県南管内や県内のみならず全国的な傾向であるが人口減少で従業員の確保が難しいことから、新規高卒者の管内への就職も進めている。市町村や経済団体等と協力しながら求人要請活動を行っており、さらに、高校生に対して魅力ある伝え方によりまず地元の工場をよく知ってもらう取組が必要である。また、中学生の頃から地元の工場を知ってもらうようにする取組を進めていくことが大事だと思っており、地元に対する理解をもっと促進し取組を進めていきたい。

荒秀一委員

説明の中で約84%との実績と聞いたが、目標値を持ちながら実施することだと思う。約84%は高いと思うが全高校の生徒に説明するのか。普通高校、商業高校、工業高校と様々な高校があるが、どうか。

次長

県南管内は84.3%だが、県内全体の県内就職内定率は82.7%であるため、2ポイント強高い。

荒秀一委員

高いとのことによく努力していると思った。人数としてはどの程度なのか。

次長

手元に人数の資料がない。

星公正副委員長

資料として提出を求めるか。

荒秀一委員

提出を求める。

次長

それでは後ほど提出する。

古市三久委員

関連して聞くが、内定率イコール定着率との解釈なのか。

次長

当然、内定辞退の可能性もあるが、数字が取れているのは内定率であるためそれに基づいて計算している。

古市三久委員

どのようなものが定着率なのかも決まりはない。

県は内定率イコール定着率との統計を取っていると理解してよいか。

次長

そのように理解している。

古市三久委員

別の質問をするが、調査資料1ページの職員数調べと定数が52名で定数外が22名になっている。これ以外に非正規職員

とはどの程度いるのか。それとも全くいないのか。

次長

これ以外の非正規職員はいない。

古市三久委員

52名と22名で74名以外に非正規雇用者は全くいないとのことでよいか。例えば、この定数以外は全て非正規職員との理解でよいのか。

次長

非正規とのことで見れば、兼務と記載のあるところは正規職員の兼務であるため省く。専門員も非正規職員ではなく、県政相談員以降が嘱託員や会計年度任用職員などの非正規職員である。

古市三久委員

例えば、税務嘱託員、産業廃棄物監視委員、旅券事務嘱託員は非正規雇用との理解か。

次長

旅券事務嘱託職員であるため非正規職員の範疇である。

古市三久委員

県税部、県民環境部、企画商工部に正規職員ではない非正規の女性及び男性は定数内に全部入っているのか。

次長

そのとおりである。

古市三久委員

非正規雇用は一般的にも言われているが、定数外に何人程度いるのか。

次長

県政相談員はゼロであるため、移住コーディネーター以降の人数を足すと今年度は12人である。

山内長委員

一般会計の歳入決算額であるが、合計で収入未済額が約2億2,900万円とのことで調定率98.2%となっているが、この辺りの理由を教えてほしい。

県税部長

収入未済額であるが県税と延滞金等も含めた金額である。右端は収入歩合、徴収率となっている。本年は約1億9,800万円の滞納額である。

山内長委員

県民税の未納であるため、個人と法人があるが、滞納繰越分の調定額が低くなっている。例えば、個人では4,800万円で38.3%、法人では712万円で46.6%と少し低い理由を聞く。

県税部長

滞納繰越分であるため現年度は90何%だが、1年繰り越して徴収が困難なものが残っている。法人県民税で滞納繰越分46%となっており、繰り越して焦げつきまではいかないがなかなか徴収が困難であるため徴収率がこのような数字になっている。

山内長委員

焦げつきまではいかないとのことであるため対応願う。

続いて、歳出では不用額が約1,900万円で見ると工事請負費がほとんどである。調査資料7ページに約1,800万円とありこれが不用額の主なものだと思うが、内容を聞く。

次長

工事請負費の不用額だが、合同庁舎等の改修工事の入札により発生した請差である。

山内長委員

請差が大きい。

調査資料17ページ、地域振興費の地域づくり推進費は、40件でほぼサポート事業関係になると思う。先ほど、22事業と説明があったが、白河市のマルシェとのことだった。22事業において全体的に今回どのような効果があったのかも含めて、今年度限りの事業なのか、継続していくのか聞く。

次長

サポート事業の内容だが、調査資料20～22ページにある各市町村において、地域づくり団体や市町村主催の事業があるが、地域づくりや地域振興のためのマルシェなど物産販売、イベント事業など様々な地域づくり各団体が企画立案して力を出し合って実施しているものを対象としており、県としても、補助の形で支援している。

一言では言い表せない様々な事業だが、各地域の課題に合った事業を各主体が主体的に実施しており、基本的に継続して実施すると思う。

補助の年限は3年であるためその後の運営企画に向けた様々な工夫をしていると考えている。

山内長委員

非常に重要だが、意外と事業が終わってしまうと尻すぼみになることが多いと思う。そうならないようにすることが基本と思うため、その辺も含めて指導願う。

次に調査資料31ページ、鳥獣保護関係だが、昨年より、狩猟免許等の更新により登録者数が増えている。ほかの地域では高齢化で少なくなっているが何か特別の要因があるのか。

県民環境部長

狩猟免許の更新件数について、前年度の101件に対して今年度は210件で倍増以上である。狩猟免許は3年に1回の更新であり、我々の管内だと昨年度は人数が多い年だったことから増えている。全体の狩猟免許も令和2年度は489名が狩猟免許を所持しており、3年度が493名とのことから、わな関係を主体に4名ほど増加した微増の状況である。

吉田英策委員

調査資料21ページ、負担金、補助及び交付金で、一番下の東白川サイクリング推進会議に約700万円を補助しており民間の事業体への補助としては多く、活発に活動していると思うが、どのような団体でどのような活動をしているのか。

次長

事業主体の東白川サイクリング推進会議が主催するみんなで作る奥久慈街道ブランド魅力アップ・プロジェクトだが、推進協議会については、東白川郡4町村が設置している団体として奥久慈街道をステージにしたサイクリングイベントを開催し、SNSで全国への情報発信を進めている。

吉田英策委員

4町村が主体になって作る団体とのことである。補助金負担金の交付については、地方振興局の審査を経て支出することによいか。また、この団体における様々な大会の活動経費と考えてよいか。

次長

サイクリングイベントの開催経費及び情報発信の経費であり、地方振興局で内容を審査している。

星公正副委員長

関連して私から質問する。サポート事業について質問及び答弁があったが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2～3年と今年もかなり落ち込んでいる。サポート事業の需要というか、手を挙げる数は変わらなかったのか。それとも、やはりサポート事業に手を挙げる数が減ったのか。

次長

件数自体は若干減っている。

星公正副委員長

これを見ると、令和3年は民間よりも町村が主体の事例が見受けられるが、これは予算が余るから何とかしてほしいとか、各町村で使ってほしいなど、そのようなことではないのか。

次長

地域創生総合支援事業（サポート事業）の過疎・中山間地域活性化枠は市町村も主体になるため、枠の問題である。

（10月25日（火） 県南建設事務所）

江花圭司委員

県南地域においては、令和元年台風第19号など様々な災害の復旧作業が大変であったと思う。福島県沖地震を含めると県全体が災害に見舞われている状況にある。かねてから繰越しについては結構問題になっているが、業者は建設事務所から繰り越してはいけなと通り一遍の返答をもらおうと、公共土木では可能だがその後の農地・農業施設については国の査定前に実施する測量調査がなかなかできない状況である。今回、相双農林事務所の職員が詰めて直営で調査を実施したりしている。

繰越しの考え方については、災害復旧を優先させるため一時中止の対応を講じる、工期延長を協議の上決定し、本来業務の一時中止が繰越しの前提になるものではないといった内容が本庁から通知されている。県南建設事務所では昨年は事業者との意見交換により優先順位を決めたようだが、どのような事業を優先して決めたのか。

所長

委員の質疑は、要は災害復旧時の農地災害なのか一般土木災害なのか、その優先順位の調整方法とのことか。

江花圭司委員

少し違う。災害復旧事業を優先させると令和3年度に通常実施する事業が滞り、建設事業者は両方施工しなければならない。災害復旧を優先させることで現年度事業ができなくなる点について、建設事業者とどのように優先事業を決めてきたかの経過を聞く。

所長

失礼した。災害復旧事業と現年度事業の優先方法については、（一社）福島県建設業協会と定期的に意見交換しているが、その中では具体的に現年度事業と災害復旧事業をどのように順位づけるかとの話はしていない。しかし、背後に人家があったり、河川などですぐに応急復旧や本復旧をしないと再度災害が発生するなど待てない場所については、建設事務所の判断で現場を指示して進めている。少し時間が空いても住民に影響しない場所については、災害復旧事業よりも現年度事業を優先させて工事を進めるよう判断している。しかし、具体的に場所をどこどこで切り分けるといったラインは引いておらず、現場の状況に応じて優先する事業をその都度決めて進めている。

江花圭司委員

現年度打ち切りになった事業について、翌年どのように事業化していくのか手続きを聞く。

所長

繰越しをせず事業を打ち切る場合に関する質疑だと思うが、県南建設事務所管内では適切に繰り越しており途中で事業が打ち切られた例はない。工期中にトラブルが発生した事業は目的を達成するまで繰越しの協議を行い、早期に実現させる方向で取り組んでいる。委員指摘のような打ち切った事業を翌年新たに入札にかけるといった手続きは、現時点では実施していない。

江花圭司委員

他の建設事務所では例があったため、よかった。

県南建設事務所管内は電柱地中化など街路整備が整っていてすごいと思うが、地域住民の中にキーマンがいたのか、建設事務所側から提案したのかなど、これまでどのような経過を経て地域住民と合意形成してきたのか。

主幹兼企画管理部長

事業推進のための地域との合意形成については、計画を事前に市町村とすり合わせるほか、地域における説明会の実施、区長などキーマンがいればその者にも市とともに丁寧に説明していく。説明会に参加できない者へは資料を提供したり、市役所等に図面などを置き、より身近なところで計画が分かるように進めている。現在は発行していないが、用地交渉が必要な段階においては事業ごとにニューズペーパーを作成し配布していた。

荒秀一委員

「久慈川の桜回廊」については概況説明要旨にも「地域の方々と協働で」と記載されており、懇談会において地域住民から意見を得ながら計画づくりをしたのだと思う。地域性もあると思うが、懇談会を行う基本的な考え方や実例を聞く。

また、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調にある県営住宅の家賃滞納に係る処理については改善しているとのことだが、滞納状況の現状と今後の方向性を聞く。

主幹兼企画管理部長

久慈川のまちづくりについては、「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」として、県管理の施設に附属する部分で地域資源、道路や河川利用者の利便性が上がるなど地域振興のために行う事業を活用している。この事業では、地域に各種の活動団体があればその団体と懇談会をつくり、その地域の地域資源、歴史や文化等を掘り下げ、ポケットパークを造ったり河川における護岸を階段化するなど、どのような公共施設が必要かについて計画をつくる。

矢祭町にある矢祭山公園のうち河川など町が実施する事業については、国道沿いには歩道がないため回遊性が望まれるとの要望があったことから、町や地域と一緒に計画をつくり事業を実施した。そのほか白河市には栃木県との県境に境の明神という神社があり、道路利用者のためのポケットパーク整備などを実施した。9市町村から要望を受けながら、そのような形でまちづくりや施設整備を実施している。

次長兼総務部長

県営住宅の滞納家賃の解消については、滞納1か月から文書、電話や訪問などにより督促している。また強化月間を年に2回設け、催告状等を送付している。滞納家賃の解消に向けて、引き続き取り組んでいく。

荒秀一委員

説明会と懇談会は基本的に異なるものだと思う。地域や市町村からの要望を基に地域に愛されるものを造ることは、充実した景観づくりになると思う。地域性もあると思うが、今後もこうした手法を取るのか。

また、先ほどの県営住宅における滞納家賃への取組については、難しいと思うが今後もよろしく願う。

関連でもう1点聞く。県としては保証人がいなくても県営住宅に入れる方針であると思うが、その新しい制度が滞納にどのように影響しているのか現場の声を聞く。

主幹兼企画管理部長

「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」については、今後も地域の声を聞きながら継続して取り組んでいく。また完成した施設を利用してもらえようPRを実施していきたい。

次長兼総務部長

県営住宅の保証人関係については、確認のために少し時間がほしい。

佐藤郁雄委員

県営住宅について関連で聞く。滞納理由は低所得のためと所長説明があったと思うが、コロナ禍による低所得かを聞く。

次長兼総務部長

コロナ禍ばかりではなく、高齢者など低所得者の入居が多い。

佐藤郁雄委員

概況説明要旨の2つ目、「頻発する自然災害に対する総合的な防災・減災、国土強靱化の推進」については計画的に河道掘削を実施しており、令和2年度から着手し3年度末までに全97か所のうち22か所、約22.6%完了したとのことである。

河道掘削を実施しても2～3年後には草木が繁茂し元の状態になるため、計画的に繰り返し実施していかなくてはならないと思う。今後何年程度で計画が終わるのか、決算からは内容が外れるが、その辺りを聞く。

主幹兼企画管理部長

東日本大震災以降しばらくは放射能の問題があり、河道掘削事業を実施していなかった。現在は、防災・減災、国土強靱化関係の予算を活用し、河川氾濫の危険性解消に向けて令和2年度から集中的に実施しており、未実施箇所を優先して実施していきたい。現時点の計画としては、国土強靱化の予算が使える期間で集中的に対処していきたいと考えている。今後は、河川の状況等を見ながら、必要な予算を計上して継続していきたい。

吉田英策委員

翌年への繰越額について聞く。調査資料7ページにおいて作業員不足との説明があったが、作業員不足で工事が遅れるものなのか。事業者との綿密な打合せによって作業員の確保を進めていくべきであると思う。コロナ禍においては資材がなかなか入らないこともあり得るが、コロナ禍による作業員不足なのか経過を聞く。

また、調査資料8ページにおいて、中島村の河道掘削における地元調整が整わないとの説明があった。河川工事に限らないが、なぜ地元調整が進まないと工事が進まないのか。土地の問題であるのか、地域住民の合意が得られていないのかなど詳細を聞く。

さらに3点目に聞くが、JR東北本線の橋梁整備工事について、JR東日本への負担金として7,200万円負担しているとのことだが、JR東日本は幾ら負担しているのか。

星公正副委員長

JR東日本は負担していない。

吉田英策委員

議案として提出されていたのかもしれないが、なぜ県が全額を負担するのか。

主幹兼企画管理部長

甲子トンネルについては、現在供用させながら工事を施工中である。例えば現地を掘削して型枠工や工場で作成したものを設置するなど工事には様々な工程がある。日期的にも平日の月曜日から木曜日までの夜9時～朝6時までという短期間で全てを通行止めとする特殊な工事であり、型枠工などの様々な工種を一堂に集めて実施するため、人的な調整がなかなかうまくいかなかった。現在は行楽シーズンということで片側規制を解除し全て通行させているが、予定通り順調に来ており年度内に完了できる見込みである。人の確保が難しかった点が繰越し理由であり、請負業者と調整させてもらった。

河道掘削については集中的に取り組んでおり搬出先の調整が難しいが、県南建設事務所管内においては各市町村との連携により、土捨場が確保できている状況である。昨年度は民間の工場開発があり、そこと矢吹町とで調整して実施した。その中で、他の工事においてもその場所へ集中して受け入れたため受入順を調整したほか、町村道を利用する際に集中しないようにと町村から話があったため、その辺りを事前に関係者と調整していた。工事を進める際の受入れ時期の調整、漁業組合との調整など、それらの調整を含めて「地元」との言い方をした。

今後も河道掘削を実施していくため、工事が始まった際は再度調整しながら進めていきたい。

3点目、JRの負担金についてである。軌道敷から何mというエリアが決められ、その区間については県が直接工事を発注できないため、事前の協議により道路管理者である県が費用の全額を負担することになっている。

古市三久委員

県営住宅の件について意見を述べる。

家賃滞納の理由について低所得者であるためと述べていたが、公営住宅はもともと低所得者用である。言葉尻をつかまえては悪いが、適切な表現ではないと感じた。先ほど次長が述べたように高齢化や収入減などもあったと思うが、つまりは様々な事情の変更により金が払えなくなったということである。そうした者へは丁寧に督促し、少しずつでも着実に支払ってもらう対応が必要になると思う。昔は若者が多く入居していたからよかったと思うが、どの公営住宅においても入

居者は徐々に高齢化し支払いがなかなか大変になってくる。毎年収入未済が山ほどあると指摘されているが、住宅の老朽化に合わせて、県として支払いの免除や減額などを検討していく必要があるのではないかと思う。答弁は不要であるため、ぜひ検討願う。

この地域は「福島県の表玄関」であり、道路や景観も含めてきちんと環境整備をしていかななくてはならない場所であると思う。道路維持費では除草や道路整備を実施していると思うが、草刈りはどのように実施したのか。また、予算が足りない、必要額を確保しているなど、その辺りを聞く。

主幹兼企画管理部長

道路パトロールを実施し、また昨年度までの実績等でカーブの内側や見通しが悪く車両や歩行者の通行に支障を来す箇所について、重点的に優先して草刈りをしている。また、市町村、道路モニター、地域住民から情報提供があった箇所については、その都度現地を確認し、緊急性を要する際は、直営または年間で契約している委託業者により実施している。予算については、各路線で年1回除草を実施することとし、業務委託により発注する箇所と通報があった際は維持委託と分けて発注している。県民からのニーズが非常に高く、「高齢化によりなかなか草刈りができないためお願いしたい。」など要望も受けている。一つ一つ限られた予算であるため、丁寧に説明しながら取り組んでいきたい。また、予算の省力化として防草シートや防草パネルの設置についても予算の範囲内で取り組んでおり、新しくバイパスを造る際は初めから取り組んでいる。そのほか地域住民で地域環境を整備してもらうための「うつくしまの道・サポート制度に関する合意書」を締結し、作業費用や保険加入費用の一部を負担したり、草刈り機の貸出しにも積極的に取り組んでいる。今後とも限られた予算を有効活用しながら、環境美化に取り組んでいきたい。

古市三久委員

ぜひよろしく願う。

決算審査特別委員会の本庁審査においても質疑をしたが、県道も含めて横断歩道や規制標示がすり減っている箇所が多くある。交通事故の発生要因でもあるため、そうした箇所を道路パトロール等で確認した際はぜひ県警察と情報共有してほしい。路肩の草を刈らないと、車が避けて通り前方から来る車が危険な状態になるため、そうした箇所を優先して対応願う。

山内長委員

調査資料29ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調のうち、先ほどから質疑が出ている収入未済については、新たな収入未済を発生させないよう対策し、県営住宅についても督促や訪問により縮減してきたとのことである。納入義務者と話して納得してもらいながら進めてきたと思うが、どのように督促してきたのかを聞く。

また、「課題解決型の執行管理」として繰越し額及び不用額の減少に努めてきたとのことだが、どのように実施し、減ったのか現状維持かなど結果についても説明願う。

次長兼総務部長

県営住宅の収入未済に係る具体的な取組としては、先ほども述べたように年2回の強化月間の中で、指定管理者と建設事務所が共同で訪問を実施した。また少しずつでも納入してもらえよう分納の手続きを行い、少しずつ解消を図っている。

所長

「課題解決型の執行管理」は建設事務所におけるオリジナルの呼び方であり、あまり聞かない言葉であると思う。通常は年度当初に上半期で何%、第1四半期で何%という発注率の目標を設定し、その目標に向かい執行していくという発注ベースの進行管理を実施しているが、昨今それだけでは執行管理として不足であるとして、当事務所のみではなく土木部全体で実施している。繰越し削減のためにも年度内に工事を収めるにはどうするか、予算の流用、減額変更、設計の変更協議など早めに課題を見つけて本庁と共有して進めるために、部内で作成した課題整理票を本庁と共有する。予算流用の可能性や変更協議の可能性について、問題となりそうな段階で本庁に情報を上げることにより、早めに予算を使えるよう

重点的に課題をチェックしながら現場の工程管理を行う。早めに課題を解決することにより、終期の目標を達成しようとする取組である。

山内長委員

情報を適切に把握するために改良し、風通しのよい職場で進めているとのことであり大切であると思う。しっかりお願いしたい。

次長兼総務部長

県営住宅における保証人がいないことが滞納にどのように影響しているかとの質疑については、過去に保証人から滞納分を支払ってもらった実績はないことから、大きな影響はないと考えている。

(10月25日(火) 光南高等学校)

江花圭司委員

会津地域から光南高校に通学している生徒がいるが、県内一円通学できるとのことで南会津地域の統廃合があった影響で令和元～3年の生徒の受験の動向などは変わってきているのか。

校長

本校は総合学科のため県内一円を学区としている。

7月、9月の中学校の志望状況を見ると、令和2～3年度で大きな変化はない。県内でも本校を来年度希望する生徒のうち、南会津及び会津地域からは合わせて4名の志望がある。

江花圭司委員

有望な生徒でよろしく願う。

今回の統廃合で喜多方高校などは探究型のコースを設けて医療人材を育てるとのことだが、系列はいつから始まって、もともとこのような進め方で学校経営してきたのか。系列の形となった今までの経過を聞く。

校長

今年度は開校から27年だが開校当時から系列を設けている。先ほど6つの系列を述べたが名称については社会情勢や生徒の状況を見ながら変更している。

例えば、福祉に関しては、今まで介護福祉があったが、今年度から福祉となっている。

江花圭司委員

最後だが、地元定着率について、光南高校を卒業したら大学等へ進学して地元に戻ってくるなど、県内一円が通学範囲とはあるが、県内に戻ってくる生徒の状況はどのような傾向があるのか。

校長

Uターン、就職についての資料が手元にないが、卒業生のほとんどが地元企業へ就職している。現在、来年3月に卒業する3年生58名のほとんどが県内就職、地元就職である。

佐藤郁雄委員

概況説明要旨の中で、学校の魅力を高めるため、運動部と文化部の8部を強化指定部に指定しているとのことだが詳細を聞く。特に野球部は、本当に光南高校がずっと強いいため集まってくるのか。

校長

強化指定部は、運動部は野球部、女子ハンドボール部、柔道部、陸上競技部、女子バスケット部、男子バレー部、文化部はチアリーダー部、アートファクトリー部である。

佐藤郁雄委員

最後に答弁のあったアートファクトリー部とは具体的にどのような部活動か。

校長

アートファクトリー部という聞きなじみのない部活動だが、主に、パソコンや3Dプリンターを活用して、絵を描いたり、物を作ったり、プロも使用しているパソコンツールを活用した活動である。

佐藤郁雄委員

高校だけで終わらず、大学校、専門学校、専修学校に続く教育をしているとのことであるため本当にすばらしい。

やはり魅力のあるところでないとなかなか生徒が集まらないため、ぜひ今後ともよろしく願う。

吉田英策委員

貴校は、ICTを利用しコンピューターを取り入れた授業を行っており全校生徒にタブレットが行き渡っていると思うが、入学時点でタブレットを購入することは子供や家庭にとって負担になっているのではないかと思う。購入状況、家庭の負担状況を学校ではどのように捉えているのか。

事務長

1人1台端末については、今年度から、教育庁事業で購入した際に経済的余裕のない世帯に県が補助する事業があり、今年度事業により、購入した家庭で申請があった生徒については補助している。今年度は94名が申請している。

吉田英策委員

これは今年度だが、令和3年度は何名か。

事務長

タブレット端末への補助については、令和4年度からスタートしている事業であり過年度は行っていない。

吉田英策委員

承知した。今年度からとのことだが94名とは何%程度になるのか。また、先ほども南会津地域から入学している生徒がいるとのことで、全県からこの学校に入学できるのだと思うが、下宿など宿泊の手だては学校であっせんなどしているのか。

校長

南会津地域からの生徒は、ほとんどが野球部を希望する生徒である。

代々、矢吹町にある妙見食堂が部屋を貸していることがあり、学校ではあっせんしていない。代々つないでいる様子である。

事務長

タブレットの申請率だが、今年度の申請率は46.5%で半分に満たない申請率である。

山内長委員

ICT関係で、新しく指導力向上開発校というモデル校になっているとのことだった。具体的にはコンピューターを取り入れた授業ということだが、どのような内容か聞く。

校長

ICTを使った授業については、分かりやすく説明すると、教室にも備付けのプロジェクターがあり、教員は1人1台ずつタブレット端末を持っていき接続すると投影される。黒板であるため県から配布された磁石になっているホワイトボードに投影して授業する。そして、教員と生徒が相互にやりとりできるシステムで授業を行っている。あとは外部のベネッセやクラッシーなどを活用しながら有効的に活用している。

山内長委員

何となく分かったが、例えば教科書はあるのか。全部タブレットに入っており紙を使わずに教えているのか。

校長

教科書はある。教科書のほかに、生徒の魅力や関心を引き出す準備を各教員が行いプロジェクターで投影する。

山内長委員

各教員がICT関係を使う授業を自分で考え行っている。ベネッセなどの様々な資料があるのかもしれないが、教員のスキルが大切ということか。

校長

教員のスキルが非常に必要である。本校は様々な場面でパソコンを使う授業が系列ごとに多いというのが実際に生徒たちは苦なく使っている。

山内長委員

アンケート評価で生徒や保護者から高い評価を得ているとのことだが、具体的にはどのような回答となっているのか。

校長

令和2年度からICTへの調査をしているがかなり学業が身につき成績が上がった。例えば、2年度と3年度を比較すると、授業が分かりやすいとの回答をした生徒は2年度は74%、3年度が94%に上がっている。同じように、保護者へのアンケートでは2年度が88%、3年度が87%である。

山内長委員

すばらしいと思う。

11月15日に、ICT教育の課題解決に向けた会議を行い情報発信することのことだが、これはどのような内容で実施するのか。

校長

学習に使うICTはほとんどの高校で使われており、私も様々なところで使っているのが実情である。

その中でも、本校は推進校であるため、各高校が抱える問題を最初に吸い上げ、モデル校として答える会議を考えている。

山内長委員

ICT教育を実施していないところでは、何が問題になるか分からないこともあると思う。その課題解決を行っていることは、大変役に立ち勉強になる。ぜひ各校をリードしてほしい。

部活動について、30の部活動があるとのことと600名程度の規模になると思う。例えば、新規の部活動をつくってもらえないかとの依頼や、生徒がおらずなくなる部活動などの状況を聞く。

校長

子供たちのニーズに合った活動が必要だと思うが、現在、新しい部をつくってほしいとの要望はない。逆に、少子化に伴い閉部や統廃合を考えなければならない。

山内長委員

8部を強化指定することのことだったが、新しい部をつくってほしいとの要望はなく、最終的に集約して減らしていきたいとの答弁だと思う。

スポーツ科学系の月曜日と木曜日の授業を連動させ部活動に取り組むとはどのようなことなのか。

校長

スポーツ部8部は、国が示す指導要領のスポーツ1～4と照らし合わせて、野球部、バレー部、バスケット部をスポーツ1～3のくくりの中で、月曜日と木曜日の5、6校時目に授業を行っている。

荒秀一委員

県内初の総合学科で、県立でありながら私立を凌駕する成績を収めている部もあり大変新しい県立高校の在り方と思っている。私の地域の高校にも総合学科ができたが、学校の歴史の中で、県立の総合学科としての課題も見えてくると思う。

学力を伸ばす文理探究系列とスポーツ科学系列とのことで文武両道に社会人やスポーツマンとして大成できる体制にある。専修学校、専門学校、プロスポーツも必要であると思うが、学校の3年間だけではできない体系的な指導教育は非常に肝要である。27年の歴史の中で県立として予想される課題はどのようなものがあるのか。また、それを乗り越えるため

の連携はどのようにしているのか。

校長

27年たつが、時代に応じて様々な課題がある。

一番の課題は、本校は地元と連携した教育を目指しているため、卒業後、何らかの形で地元へ貢献できる人材を育成しなければならないことである。

そのためにも、令和2年度に矢吹町と連携を締結し、企業からの講師派遣、学校から小学校、幼稚園に出前講座との形で連携しながら取り組んでいる。

荒秀一委員

地元型とのことで私も改めてそうなのかと思ったが、大事なことだと思う。地に足をつけた生徒の育成が大事だと思いつつながら答弁を聞いた。

子供たちがスポーツ等で成績を取めたのであれば、大学においても将来を考える必要がある。プロのことを考えると、地域はもちろんやはり大学など上のクラブや協会等との連携を当然行っていると思うが、その点について聞く。

校長

スポーツに関しては、上の団体との連携も密にしなければならない。

今回、ドラフト会議で本校の生徒が指名されるのではないかとの話があった。残念ながら指名はなかったが、その選手については群馬のチームとのつながりがある。野球だけではなくそのような形で人材を育成していきたい。

古市三久委員

生徒数は全部で約400名か。300何十名か。

所得によって授業料が免除になっている生徒はどの程度いるのか。

事務長

授業料だが、令和3年度の徴収対象者は9.5%で約1割の生徒である。

古市三久委員

つまり約1割の生徒が徴収対象で約9割は免除されているとのことか。

事務長

約9割の生徒が免除されている。

古市三久委員

先ほどのタブレットの申請者は40何%とのことだが、どのような根拠で免除になるのか。例えば、授業料が免除になっている生徒は全員対象になるのではなく、40何%ということは何か条件があると思う。どのような根拠で申請を受けているのか。

事務長

タブレットについては、申請があった中から対象者に補助する。非課税世帯は1人当たり4万5,000円、年間所得620万円以下の世帯は2万円の補助だが、あくまでも申請に基づき補助しているため、それ以外の者は申請がなかった。

古市三久委員

所得によって補助の対象となり、なおかつ2段階の支援がある。その対象者が40何%とのことか。

県の根拠だと思うが、授業料免除の対象者がタブレット購入支援対象にならず、そのような所得しか駄目だとのことか。私が述べたいのは、授業料免除の対象者は全てタブレット購入費用免除の申請を受け付けるべきではないかとの意見であり一番妥当だと思うが、どうか。

学校としては申請者にどのように申請するよう言うのか。それとも、保護者の所得を見て最初から個別的な対応をするのか。

事務長

タブレットは今年度からスタートしたが、新入生全員に案内を配付し、それを見た上で、申請する場合は事務方に申請書を提出する形で受け付けている。

古市三久委員

中に所得など何か書いてあるのか。このような者は申請でき、このような者は申請できないなど書いてあるのか。

事務長

案内の中に、所得が幾らであればこの金額との説明を入れている。

古市三久委員

そうでないと分からない。

この学校だけの規則ではなく県の規定である。私としては授業料を免除されている者は免除すべきと思うが、様々な意見があると思うため検討願う。

もう1つ、教員の平均在校時間は1日何時間で最長在校時間はどの程度か。

校長

まだコロナ禍であるが、今年度部活動の大会等も開催されたため、昨年度と比べると少し増えている。今年度80時間を超えた教員は1名であり、令和3年度はいない。

古市三久委員

それはよいが、私が聞いているのは教員の平均在校時間である。

例えば在校時間が10時間の場合は、授業1こまで10時間ほど学校へ行く者もいれば定時に帰る者もいる。そのような者の平均は何時間かと聞いた。また、部活を指導する教員は時間が長くなる。最長在校時間はどの程度あり令和3年度の例としてどうかとのことである。

それが分からないならよいが、働き方改革で非常に問題となっているため、年度や月ごとに管理して教員の超勤が多くならないようにしてほしい。高校教員は小学校、中学校から比べると確かに短い、きちんと管理していく必要があると思うため4年度はぜひ実施してほしい。よろしく願う。

(10月25日(火) 消防防災航空センター)

江花圭司委員

県警察のヘリコプターが墜落していることもあり、消防防災航空センターで使用しているヘリコプターなどの機械について、整備のための予算が十分であるかなど確保状況を聞く。

所長

予算は本庁において確保している。現在はレオナルド式AW139という機種を使っており、令和元年12月1日から運航を開始している。現在は保証期間内であり、それほど修繕費用を要していない。これまでの部品代は1,000～1,500万円であり必要最小限に抑える努力をしているものの、今後運航時間が長くなるにしたがって部品代がかさむと考えているため、それに応じて予算を要求していきたい。

江花圭司委員

予算要求してほしいと思うが、今後このような機器が必要であるといった要望はあるのか。

所長

この点については消防庁との関係もあることから、航空隊や運航管理者とも話し合い必要な機材をそろえていきたいと考えている。

山内長委員

前年度決算における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調においては航空隊総勢9名と記載されているが、職員数調においては12名と記載されている。この9名は12名の中に入っているのか。

所長

当センターの職員構成については、会計年度任用職員も含めて県職員が3名、消防本部から派遣された隊員が9名である。そのほか中日本航空（株）に運航管理を依頼しており、機長が2名、整備士が2名、運航管理者が1名という体制を取っている。

山内長委員

パイロットはどこに入っているのか。

所長

パイロットは中日本航空（株）の職員であるため、職員調には計上されていない。

山内長委員

パイロットが総勢9名であるのか。

所長

航空隊員が9名であり、いずれも救急要請活動に必要な人員である。機体を運航する機長や整備士とは人数が別である。

山内長委員

パイロットは中日本航空（株）から来るため、人数に含まれないということか。

所長

そのとおりである。

山内長委員

調査資料4ページに記載がある6,396万7,000円については、燃料代や部品代との説明があったが、防災ヘリコプター運航事業、航空センター運営事業、航空隊派遣職員交代における、それぞれの実績を聞く。

所長

ヘリコプター運航に係る燃料代は、2,600万円程度要している。そのほか運営経費については、委託料や役務費など様々ある。その辺りの金額については、委託料は一般庁舎管理経費であり220万円程度、使用料・賃借料は380万円程度、救急資材等は備品購入費で購入しており150万円程度である。また、派遣された航空隊員の経費については、1か月ほど参加する事前研修への旅費として支給しており、20万円程度である。

古市三久委員

パイロットはこちらに待機し、その都度こちらから飛び立つとの理解でよいか。

所長

防災ヘリコプターのパイロットは消防庁から2名体制を取るよう義務づけられているため、毎日必ず2名のパイロットが常勤する形を取っている。

吉田英策委員

1回の出動で何名の隊員が常駐するのか。

所長

救急救助活動では、運航指揮者が1名、隊員が3名、合計で4名が乗る形である。

吉田英策委員

9名がローテーションすると思うが、要請があれば24時間出動するのか。

所長

防災ヘリコプターの運航時間は日の出から日没までである。通常の勤務時間は8時30分から17時15分まで9名の隊員がこの体制で出勤する形であり、必ず5名以上が勤務する体制を取っている。

吉田英策委員

パイロット2名が常駐するとのことだが、中日本航空（株）において入れ替えるのか。

所長

必ずパイロット2名、整備士2名、運航指揮者1名の計5名が勤務するため、職員が休みとなれば入れ替わりの職員が来て運航に支障のない体制を取っている。

古市三久委員

こちらにあるヘリコプターは、計器飛行など夜は運航できないのか。夜の飛行が必要なケースはこれまでになかったのかもしれないが、そうしたケースは想定していないのか。

所長

機材の性能的には夜間飛行にも耐えられるが、計器飛行ではなく有視界飛行を原則としていることから、現在夜間飛行は実施していない。また、夜間に要請があっても全く見えない状況であり、ヘリコプターの性能が果たせないことから原則日中の飛行としている。

古市三久委員

夜間救急活動は想定していないとの理解でよいか。

所長

夜間においても消防本部から要請が入るが、その際は日の出とともに出動する形を取っている。

荒秀一委員

運航状況を読んだところ、緊急運航が68件とのことである。当然様々な想定をする中で、規模や状況が想定を超える災害がかなりあると思う。航空隊員のみでは対処できず消防などと同時に動かなければいけない事態も当然あると思うが、初動としての出動の判断や連絡網など、命令系統はどのようになっているのか。これまでの災害においても様々な例があったと思うが、その辺りも含めて聞く。

所長

通常の緊急運航については、消防本部から当センターへ要請が入る。その後、天候や要救助者の状況等を確認し、運航責任者である所長が判断して飛行する。

また、大規模災害時には、北海道、東北6県及び新潟県との8道県総合応援協定や、北関東5県航空消防防災総合応援協定により本県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県など各隣接県と応援協定を結んでいることから、災害があれば要請により当県へ飛んできたり、逆のパターンもある。

荒秀一委員

関連だが、昨年度における防災訓練の内容を聞く。

所長

他県との合同訓練については、宮城県及び山形県との3県合同で実施したり、北関東5県とも実施しており、情報共有を図れる体制を取っている。

山内長委員

ヘリコプターは何台あるのか。

また、天候により飛行できないとの判断は所長が行うのか。

所長

現在、当センターには1機しかない。

運航の判断については、機長から天候や消防隊員の意見を出してもらい、最終的には所長が行う。

古市三久委員

所長は県職員なのか。最終的な判断をするとは、かなり大変な役割である。話を聞いていて負担が大きいと思ったが、何か専門知識を持っているのか。

所長

所長は県職員である。全くの素人が来るような状況である。

機長や隊長の判断を勘案し最終的にはオーケーという形になると思うが、要綱上は運航責任者が所長にあるため私が最終判断をしている。

星公正副委員長

運航管理は中日本航空（株）に委託しているとのことだが、委託費はどこに含まれるのか。

所長

委託については本庁の災害対策課が一括して契約している。

星公正副委員長

隊員9名とのことだが、週休2日制等で運用できているのか。

また、勤務体系が日の出から日没までであるため、普通の消防署とは異なり夜勤等はないとの考え方でよいか。

所長

勤務体制は4週間で8日休む交代制であり、最低5名が勤務し残りの職員は休暇となる形で9名の週休を確保している。また、勤務時間外については隊長の携帯電話に連絡が来て対応できる形になっているが、夏は日の入りの時間が長いため、1～2時間程度超過勤務により対応している。

佐藤郁雄委員

隊長の業務は消防隊で持ち回っていると聞いたが、その辺りはどのようになっているのか。

隊長

県内には12の消防本部があり、隊長職は会津方面であれば会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、中通りでは福島市消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、地元である須賀川地方広域消防本部、白河地方広域市町村圏消防本部、浜通りではいわき市消防本部の6本部で受けている。この6本部については3年間隊員で来て、その後、副隊長、隊長で3年間、その他6方は3年おきの派遣となる。

（10月25日（火） テクノアカデミー郡山）

江花圭司委員

令和3年度に浜通り地域・中通り地域・会津地域にテクノアカデミーが設置されたが、福島イノベーション・コースト構想関係について、全体のカリキュラムの中で航空宇宙やロボット産業など成長産業における人材育成が占める割合はどの程度か。

校長

福島イノベーション・コースト構想関係の訓練はウエートとしてはそれほど多くないが、航空宇宙産業に関して浜校と連携して、小型軽量飛行機のパーツを購入し、浜校において実際に飛ばすための訓練を行っている。また、本校ではパーツの3Dスキャン等を行いながら分析し、リバースモデリングの手法でパーツの形状等を読み取る訓練に取り組んでいる。またロボットについては、令和3年度ではないが2年度にロボットアームの装置を購入し、知能情報デザイン学科で様々な作業をロボットにプログラミングしながら使用する訓練に使っている。

江花圭司委員

大切なのは人材育成後の進路だと思うが、どのようなところに進むのか。

校長

本校卒業生の進路だが、主には地域の企業に就職している。また、東証プライムの上場企業の関連グループ企業にも就職している。

江花圭司委員

最後である。

令和3年度の県の施策として、福島イノベーション・コースト構想の人材育成を行っているとのことだが、身近な企業に就職している。

福島イノベーション・コースト構想関係で浜通り地域のロボットテストフィールドに入っている企業などへの就職との関係性はどうか。

校長

現実として、まだ浜通り地域の企業への就職実績はない。

南相馬市に事務局がある民間企業で組織されるロボット産業関連の協議会に加盟する企業への就職は幾つかある。

若干残念なことだが、航空宇宙産業やロボット産業に関する直接の開発を行っている企業がまだ中通り地域には少ないことが現実であり、そのような産業への就職はこれから出てくるものと思われる。

吉田英策委員

関連するが、精密機械工学科及び知能情報デザイン学科の卒業生の就職率はどの程度か。

校長

就職率だが、校全体では97.8%であり、精密機械工学科は6名とも就職しており100%、知能情報デザイン学科は1名未就職でおよそ95%である。

吉田英策委員

建築科を設置しているとのことだが、就職率及び就職先を聞く。

校長

建築科は卒業生15名とも就職を果たし就職率は100%である。

就職先は、職種で言うと、設計、中心となる現場施工、工事管理、住宅営業と幅広く就職している。就職先としては地元に着した工務店や建設会社がほとんどである。

吉田英策委員

離職者等の再就職を希望者に対して実施しており、離職者をもう一度受け入れて様々な勉強をするとのことだが、これは増えているのか。

校長

離職者等再就職訓練事業は、ハローワークに登録している離職者（求職者）を対象に3か月～2年までパソコン関係の就職訓練、介護福祉士や准看護師等の資格取得の職業訓練を行っている。

離職者の訓練者数だが、令和3年度は700人程度である。基本的には定員の枠で就職訓練を行うため、5年のスパンで見ると、実際に就職訓練を受ける者は、ほぼコンスタントに800名程度である。

荒秀一委員

吉田委員の質問に関連して、企業在職者に対する講習について、私も一般質問でこの点について聞いたが、国も学び直し制度に力を入れると聞いている。具体的な企業等の要望も含めてテクノアカデミーと連携しながら実施しているとの答弁だったが、要望に対するコースを設定し技術向上に取り組むことで企業にも本人にもプラスになる方向性だと思うが、どのような状況か聞く。

校長

テクノセミナーは大きく分けてレディーメイドコースとオーダーメイドコースがある。レディーメイドコースは、我々が設定したセミナーのテーマに基づき募集して、個人または企業に属する者や企業から申込みしてもらいセミナーを行うものである。これは、専門的な品質管理に関することや電気工事士の資格取得に向けたセミナーなどを実施している。

もう一方のオーダーメイドコースは、企業からテクノアカデミーにセミナーのリクエストがあり、本校や企業の会議室を会場として、企業の要望に応じてセミナーを設定して行うものである。具体的には、品質管理、また、技術的な部分か

らは外れるが、社員の待遇などに関してセミナーを行った実績がある。

荒秀一委員

これからの時代、テクノアカデミーの役割が大きくなる。

定員については高校生等の就職が非常に好調であるため少し定員割れしているとの説明もあった。一方で、社員や企業が新たな技術を習得したいとのこともある。競争の時代となり日本は技術立国としてなかなか追いつけないこともよく指摘されている。

テクノアカデミーの経営体制や講師体制の限界もあるかもしれないが、非常勤講師等も活用していることを見ると、今後、昨年度の決算も含めて継続しながら拡大していると理解してよいのか。考えも含めて聞く。

校長

企業に対するセミナーとしては、従来から、品質管理や電気工事士の資格取得のセミナーを実施しており、これからもコンスタントに実施するものと考えている。

また、時代の波に合わせて、ズームオンライン会議を行うためのセミナーやユーチューブ動画による情報発信のためのセミナーなどにも取り組んでいる。今後とも、企業の在職者の技能向上に応えられるよう努めたい。

佐藤郁雄委員

関連だが、障がいを持つ者の就職支援について、訓練して就職につなげる指導は行っていないのか。

校長

障がい者に対する就職支援は2コースある。1つは集合型の訓練で離職者等再就職訓練と言い、応募者を定員枠まで選考し、民間に委託した会場で訓練を行うものである。その中に障がい者が一緒に訓練に参加するタイプがある。

もう1つは個別の訓練で、障がい者の支援機関と連携して障がい者を受け入れる企業を開拓し、その企業に障がい者の訓練を依頼している。

後者の個別の訓練だと、障がい者と訓練先の企業が一对一の関係になるため、そのようなケースだと訓練終了が雇用につながることもある。

山内長委員

調査資料6ページ、離職者の再就職訓練事業だが、約1億8,400万円だと思う。職業訓練であり主なものは民間への委託とのことだが、委託先などの内容が理解できないため説明願う。

校長

離職者等再就職訓練事業の委託先は、3～5か月のコースと資格取得を行う2年のコースがあるが、2年のコースは県内の介護福祉士及び准看護師を養成する専門学校の中から委託している。

また、3～5か月の短期の訓練課程については、パソコン教室を開催している企業やIT系企業などに委託して実施している。

山内長委員

調査資料7ページ、短大校整備費1,289万7,000円について、事業の中でテクノアカデミーにおけるイノベ人材等育成事業の実績が3つほどあるが、内容が分からない。機械を入れてどのようなことを目指しているのか、目的を聞く。

校長

短大校整備事業にある機械整備で導入した機械については、技術的な部分も入っているため、副校長から説明させる。

副校長

イノベ人材等育成事業の実績について3つの機械があった。

1つ目の制御工学実験装置は、パーソナルコンピューター上で作動するソフトウェアを使いながら、ロボットに必要な一般的なプログラミングと少し違った言語でソフトウェアの開発ができるものである。設計シミュレーションから実機での稼働まで幅広い開発に使える実験装置である。

2つ目のファンクションジェネレーターはロボットを制御していく際に、信号をセンサーで拾ったりアクチュエーターという動作部分に送るが、必要な信号の波形が様々にある。電気の波のような正弦波もあるが、四角形の矩形波という断続的な信号を作り出すことで信号制御している。ロボット開発には必要不可欠なものを導入した。

一番下のデジタルマルチメーターは一般的にいうテスターと似ているが、様々な電圧、電流、抵抗などを全て測定することができるもので、非常に精度が高い検査装置であり昨年度イノベ人材等育成事業で整備した。

山内長委員

新産業創出に向けて航空宇宙やロボット関係を目指すとのことであるためこの機械を導入したと思う。学生及び企業の在職者を対象として研修会を実施するとの流れになっており訓練内容の充実に努めていくとのことだが、これらを入れて実際に使いプログラミングなどを覚えてもらうのか。

副校長

整備した以上は授業にも組み込み、年次計画で実施しているため今後様々なものと組み合わせながら事業を展開したい。

また先ほど校長より説明したテクノセミナーにおいても、地域でロボット関連事業に取り組んでいる企業様にオーダーメイドセミナーを実施したり、実機が使えるようになったら本校としてもレディーメイドセミナーを今後展開していきたい。

古市三久委員

参考までに聞くが、修了者のうち1名が内定辞退とはどのような理由か。

校長

一般論で説明させていただく。

就職に関して本校では、訓練学生本人、家族の意向を踏まえ、訓練課程を通じて本人の適性を見極めながら、本校には求人票が来るため、これらの求人票をいただいた企業とのマッチングを進めるということになり、それに合わない場合、就職とならないことがある。

古市三久委員

離職者の訓練を修了しない者が何名かいるが、欠席などで修了できなかったのか。

校長

離職者等再就職訓練は訓練時間数の8割出席が修了要件である。

訓練を受ける中で体調不良や家族の介護などの理由で欠席する者もいるが、一番多いのは訓練期間中に就職が決まり修了を待たずに中途退校して就職する者であり、中途退校者の半数程度である。

(10月26日(水) 県中地方振興局)

江花圭司委員

太陽光発電の許認可について、地方振興局はどのような関わりを持っているのか。

局長

地方振興局では許認可について直接関わりはない。許認可先は把握していないが、地方振興局では各事業者の事業活動全体について意見交換し、個別の事業について許認可を行っている。

江花圭司委員

開発許可については、地方振興局側では全く把握していないということか。

企画商工部長

国土利用計画法に基づき一定規模の土地取引があった届出については地方振興局で受理しており、太陽光発電に係る土地取引があった場合における届出は当地方振興局が受理している。

江花圭司委員

県として建設事務所や本庁と連携し、情報共有する必要があると思う。何を述べたいかと言うと、最近の土石流の問題のほか、土地利用に関して受理するものの地域住民から反対意見が出たり、他地域から入ってきて一次委託、二次委託となった際の未払い、整備不良などが散見されている。そのため、地方振興局においては開発に関して一定程度の把握が必要だと思うが、その辺りについて聞く。

企画商工部長

国土利用計画法の届出の受理については、土地取引の契約行為があったものについて地方振興局で受理しているため太陽光発電に係る土地取引について把握している部分はあるが、開発行為自体の審査は行っておらず把握していない。

江花圭司委員

建設事務所や本庁のほか、開発をしている市町村との連携も必要であると思うが、どうか。

局長

大規模開発が行われる場合は、当然地元市町村の関心もある。それぞれ所管する規制の区分等はあるが、全体的に大きな事業であり地域に影響を及ぼす場合は、地方振興局として管内事務所と連携するほか、市町村とも常に意見交換により情報共有をしているため、全体的な調整が必要なものについては把握に努め、地方振興局としてサポートできることは対応していきたいと考えている。

江花圭司委員

猪苗代湖一周サイクリング「INAICHI（イナイチ）」は郡山市と連携して実施していると思うが、ロードバイク事業におけるインフラと安全性の確保について聞く。ゴミ拾いをしているブンケン（鈴木文健）氏のことは知っていると思うが、勢至堂トンネル内には尿の入ったペットボトルが大変多く国道を走るのが大変怖いとの話がある。暗い中でそのペットボトルに気づかず乗り上げると、ロードバイク自体が飛び転んでしまう。砂利やペットボトルが袋に入ったままゴミ捨てされている。捨てる人のマナーによる部分はあるものの、インフラ整備や管理などを連携して行っていかなければならないと思うが、考えを聞く。

企画商工部長

猪苗代湖のサイクリングルートについては、県中建設事務所が事務局を務め、関係機関や市町村で組織している猪苗代湖サイクリングルート整備推進協議会が一体となり、猪苗代湖を核としたサイクリング環境整備を図るため、自転車の安全な走行空間の整備、受入れ環境の充実や情報発信等の取組を進めている。委員指摘の点も踏まえて、関係機関が連携し対応に当たり、より多くの者に来訪してもらえるような受入環境の整備を進めていきたいと考えている。

吉田英策委員

県税の徴収関係については、新型コロナウイルス感染症の影響により大変な状況があったと思う。徴収猶予の適用が終了すれば徴収しなければならず、綿密な財産調査を行ったり、市町村職員の徴収技術を向上させるとのことで、これだけを見るとどんどん取り立てを行うような印象を受ける。コロナ禍において大変な個人や事業所に対して、引き続き何とか支援をすとの立場が必要であると思う。

徴収技術の向上とはなかなかショッキングな言葉であり機械的な印象を受けるが、内容を聞く。

県税部長

「市町村職員に対する徴収技術の向上と課題の共有」については、令和3年度に市町村職員のうち初めて税務に携わる初任者を対象に県税部主催で4、5月の2回に分けて徴収事務専門研修を実施した。通常であれば1回の開催であるが、密にならないよう感染対策として2回に分けて実施した。また、12月には2回目の徴収事務専門研修として、初任者研修よりも深く専門的なテーマで実施した。

県中地方振興局管内には12市町村があるが、例えば郡山市や須賀川市など市単位であれば、市の内部において徴収技術が熟成され継承されていくが、小さな町村等においては徴収担当者が1名しかいない自治体もあるため、初めて税務に携

わる職員が配置されると全く分からない状態で仕事に携わることになる。そのため、県税部主催で初任者研修を実施したり、初めてで不明な点があれば個別具体的な案件について指導や助言を実施している。そのため、機械的に全て処分するというのではなく、スタートアップを側面的に支援しているということである。

吉田英策委員

事業税の未収については、どのような規模の事業者によるものか分かれば聞く。

県税部長

法人事業税のことであると思うが、令和3年度における収入未済額としては現年度分と過年度分を合わせて1億7,200万円ほどあり、法人事業税単位では6,000万円ほど収入未済額を圧縮している。2年度においては、緊急事態宣言など新型コロナウイルス感染症の影響により法人における営業活動がうまくいかないと、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例を申請した法人があり、許可ベースで2億2,000万円ほど適用した。その後3年度には徴収猶予の特例が終了し、収入未済額を6,000万円ほど圧縮できたという状況である。

吉田英策委員

事業所の規模は分かるか。

県税部長

全国に支店があるような大きな事業所もあれば、県内にしか事業所がないようなところもある。

吉田英策委員

小野町の一般廃棄物最終処分場の増設については今年度から許可されているが、いわき市にとっては夏井川上流に施設があって飲料水を取水しているということで、本当に様々心配している。この小野町の一般廃棄物最終処分場については、令和3年度に立入検査や水質調査などをどのように実施してきたのか説明願う。

県民環境部長

委員指摘のとおり、小野町の一般廃棄物最終処分場については今年7月15日に計画の変更許可を行った。令和3年度は、月1回以上、現場の状況や雨が降った際の水質検査などを立入検査として実施してきた。

吉田英策委員

月1回の立入検査と大雨時等の水質検査を実施したとの理解でよいか。

県民環境部長

そのとおりである。

古市三久委員

吉田委員の質疑に関連するが、令和3年度は財産調査を何件実施したのか。

県税部長

滞納処分に係る財産調査については、令和3年度において金融機関等に対する預金照会を8万7,737件実施した。

古市三久委員

財産調査の対象は金融機関のみか。

県税部長

今述べた件数は、金融機関に対する預金照会の件数である。そのほか勤務先に対する給与の照会を行っており、令和3年度は2,342件実施した。また、今は件数を述べるできないが、市町村役場に対する調査も実施している。

古市三久委員

不動産等の調査は実施しているのか。実施していれば、何件程度か。

県税部長

法務局に対する不動産登記の照会については、今は件数を述べるできないが、実施はしている。この点については、後ほど回答したい。

古市三久委員

約8万7,000件や約2,200件のほか役場への調査等様々あるが、全体ではどの程度実施しているのか。分からなければ後で回答願う。

全体では10万件近く実施したのだと思うが財産調査により滞納解消に向けた達成率はどの程度か。

県税部長

財産調査の件数に対する徴收件数はこの場で回答できないため、後ほど回答したい。

星公正副委員長

いつまでに回答できるか。

古市三久委員

本日でなくても構わない。

星公正副委員長

取りまとめ会議があるので、それまでにほしい。

県税部長

財産調査と差押え件数であるため、本日中に提出できると思う。

古市三久委員

関連だが、1億数千万円縮減したとのことだが、財産調査により縮減したのは1億数千万円のうち幾らか分かるか。

県税部長

収入未済額が前年度から1億3,700万円ほど縮減されたが、その主な理由としては令和2年度における新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例であり、120の納税義務者から2億7,000万円ほどの徴収猶予の申請を受けた。3年度には特例が終了したため、その分が解消され通常の件数に戻ったことから収入未済額が圧縮された。

古市三久委員

それはよく分かるが、吉田委員が述べたように財産調査にはかなりの労力を使っており、どの程度税収が上がるかについてはきちんと整理しなくてはならないと思う。調査を実施しても効果がないようではまずい一方で、厳しく取り立てることの問題もあり、その辺りの加減が難しく非常にデリケートな中で調査を実施していると思う。財産調査を実施し、どの程度の効果があるかについてはきちんと検証する必要があると思い、意見を述べた。その辺りを理解してもらい、回答願う。

また、概況説明要旨にあった復興支援に係る未解決事案の進行管理について、どういう事案があったのか。

企画商工部長

13名いる復興支援・地域連携室員は各担当市町村を定期的に訪問し、各市町村が抱える課題の把握に努めている。令和3年度には17件の相談があり、例えば空き家対策に関する県の支援メニュー、ハード整備に対する支援メニューなど具体的に問合せがあった。そうした問合せ等については、本庁とも情報を共有し、市町村へ情報提供する形で進行管理を行っている。市町村へのフォローアップという形で、継続的に情報提供を行いながら未解決事案の処理に当たっている。

古市三久委員

空き家対策などハード面の整備については、避難元市町村との理解でよいか。

企画商工部長

空き家対策などハード面の整備については、避難元市町村との理解でよいか。

避難元市町村ということではなく、管内の各市町村が今具体的に抱えている課題である。

古市三久委員

復興支援・地域連携室とは、双葉郡など避難元の復興支援という意味ではなく、本県全体を意味しているということなのか。理解した。

調査資料42ページ、P C B廃棄物保管事業者に関する立入検査が551件とのことだが、管内にP C B廃棄物を保管している者が551件あるということなのか、もしくは551件というのは全体の何割かであるのか。

県民環境部長

P C B廃棄物適正処理促進員が行った昨年度の立入検査は551件であったが、必ずしもP C Bを保管している事業所だけでなく、工場、事業所や店舗等で使用が疑われていたり、これまでに使用していた可能性がある事業所の掘り起こしである。実際に使用しているかや保管しているかを確認し、もしP C Bがあれば期限までに適正に処分するよう指導している。

古市三久委員

P C Bは使用が禁止されていて、使用していることは法的に問題があるということになると思うが、その疑いがある事業所は現在もかなりあるのか。

県民環境部長

疑いのある事業所については、本庁や市町村等から情報を得て巡回指導しているが、年々減少してきている。

古市三久委員

551件の立入検査のうち、実際にP C Bを使用している事業所は何件かあったのか。

県民環境部長

件数は今手元にはないが、実際には使用しているのではなく、工場や店舗の電灯にP C Bが残されているなどの例もあったため、先ほど述べたように期限内に適正に処分するよう指導してきた。

古市三久委員

これはなかなか分かりにくいので、様々な情報を得て立入検査等を実施していると思う。P C Bはこれまで安定な性状で一番使いやすいものとして使われてきたが、人的には非常に大きな影響があるとのことであるため、しっかりと情報収集を行いなるべく早い時期に管内からP C Bがなくなるような対策を取ってほしいと思うため、よろしく願う。

山内長委員

県税の滞納額のうち約6割が個人県民税とのことで、1億円ほど徴収し、11億1,900万円の未済があったとのことである。高額滞納者について対策検討会を実施しているとのことだが、高額滞納者の大きな部分を聞く。

県税部長

県税部では高額滞納者検討会を2か月に1度実施している。令和3年度当初は、高額滞納者が18件、額としては1億円ほどであった。その中で最高額は建設業を営む法人に係る法人二税であり、約3,100万円の滞納があった。3年度末の状況としては19件、7,700万円であり、最高額は製造業を営む法人で約2,200万円であった。

山内長委員

年度始めと年度末とのことだが、結局どの程度の成果であったと捉えているのか。

県税部長

年度当初が1億円であり、年度末が7,700万円であることから、2,300万円ほど額が縮小したことになる。

山内長委員

頑張ってもらいたい。

また、市町村が徴収することが基本であると思うが、顔を知っているためなかなかやりにくい部分があると思う。県で直接徴収するとのことだが、市町村から依頼されて実施するのか、その辺りの割合と流れを聞く。

県税部長

地方税法第48条に基づく個人住民税の直接徴収に係る基本的な流れとしては、管内の各市町村では徴収困難な案件を県に引き継ぐため、県において徴収願うとの申出がある。県ではこの案件は引き受ける、この案件は時効が到来しており引き受けられないというように状況に応じて、市町村から引き継ぎ県が徴収している。

割合的なものはないが、令和3年度は9市町村から総額3,900万円の引継ぎを受けた。収入については、1,600万円ほど収納し、徴収率は全体で41.66%であった。他の地方振興局においても直接徴収を実施しており、県平均の徴収率が37.68%であるため、県中管内では約4ポイント上回っている。

山内長委員

先ほど質疑でもあった復興支援・地域連携室における空き家の整備関係については、相談件数が17件あったとのこと、未解決部分が進行中であると思う。解決事案の共有を図るとされているが、ハード整備の内容、解決課題の共有について、どのようなものがあったのか教えてほしい。

企画商工部長

先ほど具体的な事例として空き家対策やハード整備など話したが、そのほか具体的な事例としては市町村における廃校の利活用、局長説明にもある福島県市町村支援プログラムが令和2年度から始まったが、これに関する利活用の状況など問合せがある。さらに、最近DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について、どのように進めたらよいか悩みを抱えている市町村もあるため、聞き取りをしながら各市町村へ必要な情報を提供するなど課題解決に向けて取り組んでいる。

山内長委員

移住、定住の推進については、関係人口の創出に向けて取り組んでいるとのことだが、県中地域における魅力をどのように捉えているのか。

企画商工部長

移住、定住の推進に係る県中管内の魅力については、取組のテーマとして程よい田舎を体験できる一方で、都会の雰囲気も味わえるという両方を兼ね備えた地域として捉えている。移住、定住の推進に向けて、こうした点を積極的にPRしている。

（10月26日（水） 県北流域下水道建設事務所）

荒秀一委員

大きな被害があったところを説明してもらい、努力や苦勞を理解している。

調査資料10ページの中で説明したいが、21番、委託料の脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務はオリックス資源循環（株）という業者への委託業務であり、排水処理場において必ず出る脱水汚泥のことだと思うが、単純に収集するだけなのか。それとも、それを利用している会社なのか。事業内容を聞く。

所長

汚泥処理の全体の方向性と汚泥をどうするかは2点かと思う。

汚泥処理については、県内での再資源化施設、近隣の再資源化施設、県内外の中間処理施設及び最終処分場、放射線濃度により受入可能な事業があるため県内外問わず搬出先を確保する、この4つを基本として考えている。

1つ目として、処理分野の分散化がある。まずは、大前提として県内外を問わず再資源化を考えている。再資源化としては、コンポスト化、建設資材化、次に中間処分、最終処分を考えている。

当事務所の県北処理区に関しては令和3年度実績として、コンポストが約53%、建設資材が約30%、そのほか資材にならないし渣、髪の毛や紙など再資源化できないものの処理には1%、その他約16%について、最終処分や中間処分を行っている。オリックス資源循環（株）は放射線濃度の上限を設定していない企業であり、例えば、突然線量が上昇し、コンポストやセメント工場などで受入れ不可能となった場合に持って行ってもらえる。オリックス資源循環（株）は通年で契約しないとスポット的な依頼は受け入れないため、万が一に備えて震災後から契約している。

荒秀一委員

現在は汚泥の線量が高いことは十分あり得るが、一方で、通常に戻りつつあるようにも感じる。先般、本庁で監査委員の意見をなるほど思いながら聞いた。やはり再利用ということで有効利用し販売を含めるとの監査委員の意見もあったと思うが、一方で、現状においてはまだその段階がなく、今後においても処理業者に金を出して処理するなど基本的な考え方を聞く。

所長

県北浄化センター内でコンポスト化など再資源化を図った上で、処理したらよいのではないかとの質問だが、県北浄化センターは昭和60年に、現在の2市2町と県知事、地元の地域住民と約束した協定書があり、この処理場内で燃やさないこと、汚泥についても速やかに搬出する約束をしているため、外部委託している。できる限り再資源化の割合を増やすよう検討する。

古市三久委員

説明資料4ページ、1階電気設備が被災し処理場は一時機能不全となるが下水は通常通り流入したとのことだが、電気設備が復旧した段階で水密化の対策はしているのか。

所長

配付資料に書いてあるのは、被災して電気が止まったにもかかわらず下水道そのものは自然流下でありどんどん流入してしまうため、場内であふれて水が引いた後でも何日か消毒に時間がかかったことを表している。

2つ目の耐水化、水が入らないようにしているのかとのことだが、一遍にはできないため、何かあった際に下水道管に下水がたまってマンホールから吹き上げないように処理場内スクリーンポンプ棟でポンプアップしている。その施設について、現在、万が一水が入っても動けるよう受電設備を2階に上げるなどの事業を行っている。

古市三久委員

電気設備が被災したとは浸水で電気設備も動かなくなったとのことだと思うが、その段階でこうした災害が起きても水が入らないよう水密化すべきではないかと思うが、そのようなことは行っていないのか。

所長

令和元年東日本台風の被災原因が滝川の決壊であるため、県北建設事務所が阿武隈川と同じ高さの堤防の設置を現在事業化している。令和6年度完了に向けて、現在事業を実施している。

古市三久委員

いわき市も水道設備が被災したため2階に上げて水密化を行った。確かに滝川の堤防を高くして水が入らない対策をすれば安全だと思うが、最近の異常気象など様々なことを考えると水密化する必要がある。予算の問題もあるが、そのような対策をぜひ行うよう願う。

もう1つは新型コロナウイルス感染症関係だが、下水道に流入する水のウイルス調査を行い、新型コロナウイルスの状況の調査を宮城県仙台市が実施している。

これから検討願うが、下水道課だけの問題ではなく保健福祉部等との関係も出てくると思うため、下水の中に新型コロナウイルスがどの程度入っているか調査すれば感染状況も分かり対策が打てる。今後検討願いたい、考えがあれば聞く。

所長

宮城県仙台市が東北大学と共に下水の新型コロナウイルスの状況から感染者数との相関関係を調査していることは承知している。

現在、どのように考えるかとのことだが、人員確保などの様々な調整が必要となるため要望として聞く。知見が得られれば、関係部局や本庁と協議したい。

山内長委員

調査資料8ページから工事等の一覧表と委託料の記載がある。条件付一般競争入札や随意契約とのこと契約はどのように行っているのか。

所長

契約の執行だが、3,000万円未満の一般工事を指名競争入札、もしくは条件付一般競争入札で実施しているが、1番については指名競争入札を選択した。続いて2番は250万円未満であることから、地方自治法施行令に基づいた随意契約、3番の災害復旧は被災から1年以内であれば随意契約できるとのルールがあるためいち早く着手するため随意契約を行った。4番の災害復旧は被災から1年を超えているため、条件付一般競争入札で実施した。

山内長委員

調査資料9ページの委託料についても随意契約が多くなっている。業者のホームページを見て、できる業者を選んだのか。

所長

調査資料9ページの委託料だが、5番以下18番10ページまで、コンポスト化など脱水汚泥の処分費である。

脱水汚泥は、まだ度々放射線が含まれ、コンポストは200Bq、建設資材は100Bqとの受入れ上限がある。上限はあるが放射線を含んでも処理できる業者を様々に調査して、リスク管理、リスク分散のために、コンポストは3~4社、建設資材は2社とできるところが限られているため随意契約にしている。

山内長委員

下水道普及率は54.8%だが全国は80.6%である。考え方を聞く。

所長

県北処理区内の下水道普及率54.8%について、これだけで公共用水質、住民の環境保全、良好な住環境提供とのものではなく、下水道のほかに農業集落排水、合併浄化槽を全部合わせて集計する汚水処理人口普及率が、本県では令和3年度末で85.3%である。

下水道普及率と述べたが、その中の一つが下水道であり、そのほかの処理施設もあるためあくまで資料の一つと捉えてほしい。

山内長委員

全体では、様々な集落排水等を含めた割合とのことだがどちらでもよいとの流れで進んでいるのか。できれば下水道に移行してもらうのか。新築等だとそうだが、移行しない者もいると思うが状況を聞く。

また、伊達市が38%と低いとそのほかの方法で処理していると捉えてよいのか。

所長

まず、伊達市が低いことについて、手元に内訳がないが伊達市の汚水処理人口普及率は66.9%と低い状況にある。福島市は県内平均よりも高く88.6%になっている。桑折町、国見町も伊達市より少し高い程度である。

そのほか、水洗化率推進について、家屋のトイレの水洗化、台所、側溝、配管など全部行くと200~300万円かかり、下水道区域に入ったからといってすぐに水洗化できるわけではないため、各市町村に補助金制度があると聞いている。

吉田英策委員

汚泥処理について聞くが、例えば、13番の処分方法で償却とあるが、これは「償う」に「却」なのか。埋立てもあるがこれはどのようなことなのか。21番は燃やして埋め立てるとあるが違いを聞く。

また、業者がセメント化やコンポスト化等の汚泥の処分を行うが、最終的にどこかに埋め立てたり最終処分場に持っていくことになると思うが、確認はどのようにしているのか。

所長

委員が述べた中間処分場として、県北浄化センターから持って行く汚泥はかなりゆるく含水率が高い。それを燃焼して容積を減らし最終処分場に埋め立てる。

吉田英策委員

セメント化した場合もセメントで固化して処分場に持って行くのか。

もう1つ、焼却と償却の違いは何か。燃やす焼却は分かるが、例えば13番、にんべんの償うの字である。

所長

申し訳ない。誤植である。

星公正副委員長

この財務諸表で9億円幾らの予算計上漏れがあった。

そもそもこのようなミスが起こったのは、災害対応のため所内が忙しく処理できなかったのか。それとも、会計年度が変わり、変更の点でこのようなミスが出てきたのか。

次長（総務担当）

約9億円を予算計上しなかった原因の一つは、下水道の災害復旧を優先したために会計処理が遅れたことである。企業会計法上は現金支出や現金収入を伴わないものについて、予算を超えて執行してもよいとの決まりがある。そのようなこともあり、去年の予算としては最終的に2月補正段階までに金額を積み切れず計上しなかった。今年度と来年度の当初予算についてはしっかり見込んで計上したい。

星公正副委員長

企業会計では計上する必要はないとのことだが、特に下水道事業は補助金が入ってくるため非常に処理が難しい。現金的な問題は何もないため経理上はよいが、今年は完全に改善されるとの理解でよいか。

次長（総務担当）

そうである。

星公正副委員長

分かった。